

武蔵村山市業務継続計画
(新型インフルエンザ等編)

令和4年7月

武 蔵 村 山 市

目 次

第1章 本計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の意義	1
(1) 計画策定の必要性	1
(2) 本計画の目標	2
(3) 本計画の特徴	2
(4) 行動計画と本計画の関係	2
2 新型インフルエンザの特徴	3
3 前提となる被害想定	4
4 被害想定	4
(1) 流行予測による被害想定	4
(2) 職員の被害想定	4
(3) 社会情勢	5
第2章 基本方針と対策	6
1 基本方針	6
基本方針1 感染防止の徹底	7
基本方針2 保健医療体制の強化	8
基本方針3 市民生活の維持	8
基本方針4 業務を支える基盤の維持	8
2 発生段階の考え方	10
(1) 新型インフルエンザ等の発生段階	10
(2) 発生段階別による市の対応	11
第3章 市の業務態勢	12
1 業務区分の考え方	12
(1) 継続業務	12
(2) 縮小業務	12
(3) 休止業務	13
2 各課の業務一覧	14
資料編	105

第1章 本計画の基本的な考え方

1 計画策定の意義

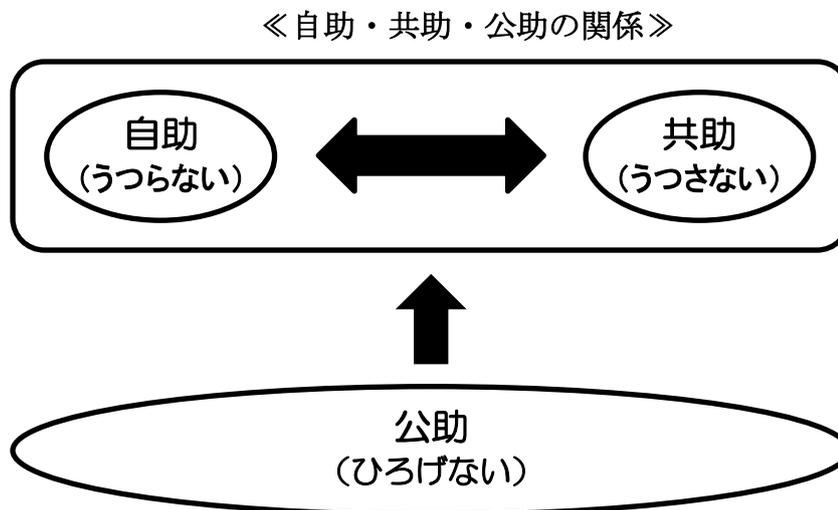
(1) 計画策定の必要性

市は、市民に最も身近な行政機関として、新型インフルエンザ等の発生時に市民の生命と健康を守るため、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供し、社会・経済を破綻に至らせないための対策を実施する必要がある。

高病原性新型インフルエンザをはじめとする新感染症が流行すると、市職員も感染し、出勤率が低下することにより、感染拡大防止対策の実施及び平常時と同様の業務処理が困難になることが想定される。

そこで、発生時において優先的に取り組むべき業務、休止すべき業務等を選定し、大流行（以下「パンデミック」という。）期に25%又は40%の職員が欠勤する状況下においても、市として継続する業務に支障が生じないよう「武蔵村山市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）（*BCP）」（以下「本計画」という。）を策定し、市民生活への影響を最小限に抑えるものである。

また、それぞれがその役割として、市民一人ひとりが正しい感染予防策を実践する「自助」、万一感染した場合に他の人に感染させない「共助」、国・都と一体となり感染拡大防止策を実施し、それらを支える「公助」の役割を担うことになる。



* 業務継続計画（BCP）とは、Business Continuity Plan の略で、災害発生時や感染症パンデミック時に備え、あらかじめ継続する重要業務を絞り込むとともに、執行体制、職務環境、必要な資源の確保などの事前対策を講じ、限られた人員・資源の下で非常時においても市の業務を継続させていくための計画である。

(2) 本計画の目標

市民にとって最も身近な自治体としての役割を果たしていくことを踏まえ、本計画の目標を次のとおりとする。

なお、各部門においては、本計画に基づき必要となる業務を実施するための個別マニュアルを作成するものとする。

目標 1 市民の生命と健康を守る

(例) 感染予防策の周知・徹底、相談体制、保健医療体制の強化等

目標 2 市民生活に必要不可欠な機能を維持する

(例) 住民戸籍事務、介護支援、ごみ収集等

(3) 本計画の特徴

本計画は、高病原性の新型インフルエンザ等の発生により、パンデミック期（流行のピーク約2か月間）に25%又は40%の職員が欠勤する事態を想定し、実施すべき業務に支障が生じないよう限られた人員で市政を円滑に継続するための計画であり、各課における業務を優先度に応じて、「継続業務」、「縮小業務」及び「休止業務」の3つの区分に分類している。

一方で平成27年3月に改定した武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザを含めた新感染症の情報収集と提供、医療提供体制、防疫体制の整備等に重点が置かれている計画である。

なお、本計画は、東京都が平成22年3月に定めた「区市町村BCP策定ガイドライン（新型インフルエンザ対策編）」の内容に沿って作成し、行動計画の改定に合わせた改定である。

今後も常に実効性のある計画になるよう、行動計画に改定があった場合、国や都からの情報提供（区市町村向けガイドライン等を含む）があった場合及び本市の組織を改正した場合等に見直しを行う。

(4) 行動計画と本計画の関係

行動計画は、未発生期から国内、都内感染期、小康期に至る各段階に応じて、国、都、市、医療関係者、事業者、市民等が新型インフルエンザ等に対して、それぞれ取り組むべき対策を定めたものである。一方、本計画は、行動計画に定める新型インフルエンザ等への対応業務を的確に実施するとともに、市民生活に必要不可欠な継続すべき業務への人員を配置するなど、優先業務を維持するための事前計画である。

行動計画と本計画の概念図

対 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 の 行 動 計 画	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 応 業 務	未発生期	優 先 業 務	業 務 継 続 計 画 等 編 （ 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 編 ）
		海外発生期		
		国内発生早期（都内未発生）～都内発生早期		
		都内感染期		
		小康期		
	通 常 業 務	継続業務	停 止 業 務	
		縮小業務		
		休止業務		

2 新型インフルエンザの特徴

- ・ 季節性のインフルエンザは、インフルエンザウイルスに起因する感染症で、日本でも毎年冬場を中心に流行し、1,000万人以上が感染している。
- ・ 通常、鳥や豚などに存在するインフルエンザウイルスは、ヒトに感染することはないが、稀にヒトに感染するタイプに突然変異し、さらに、ヒトからヒトに感染しやすいタイプに変異することがある。
- ・ 新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザのことで、ヒトは免疫を持っていないため、世界中でパンデミックするといわれ、人命や社会経済活動に多大な被害をもたらすことが懸念されている。
- ・ 20世紀において、新型インフルエンザのパンデミックは3回発生しており、いずれも鳥由来のインフルエンザウイルスが突然変異したものである。

<参考>

名 称	スペインかぜ	アジアかぜ	香港かぜ
発生時期	1918年～1920年 (大正7年～9年)	1957年～1958年 (昭和32年～33年)	1968年～1969年 (昭和43年～44年)
世界での 死亡者数	2,000～5,000万人死亡	100～400万人死亡	100～400万人死亡
ウイルス型	A/H1N1	A/H2N2	A/H3N2

- ・ 鳥インフルエンザ (A/H5N1) は、1997年(平成9年)に香港で初めてヒトへの感染が確認された。2003年(平成15年)以降、東南アジアを中心に毎年患者が確認されており、感染すると呼吸器系だけでなく、全身症状を引き起こす高病原性

といわれ、死亡率も高く、流行が懸念されている。

- ・ 2009年(平成21年)4月にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、低病原性と言われるものの、瞬く間に世界的規模で流行し、国内でも1,700万人以上が感染していると推計され、患者の多くは軽症で回復しているが、基礎疾患を有する者、小児等で重症例及び死亡例が報告されている。

3 前提となる被害想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送・交通網の発達等、過去の流行と比べ、感染速度はより早く、感染範囲はより広くなり、患者・重症患者の発生数もより多数に上がることが予想される。

本市における被害想定は、人口が集中する東京の特性を考慮し、「都民の約30%が罹患する」という都の推定を基に、流行予測をした「武蔵村山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の記載による。

4 被害想定

(1) 流行予測による被害想定

東京都		武蔵村山市	
患者割合	都民の30%が罹患	患者割合	市民の30%が罹患
患者数	4,01,000人	患者数	21,595人
入院患者数	308,800人	入院患者数	1,661人
死亡者数	14,900人	死亡者数	80人

※患者数等については、平成27年4月1日現在の人口からの算出である。

(2) 職員の被害想定

人数	罹患者数(罹患率30%)	欠勤者数(欠勤率40%)
741人*	222人	296人

※ 正規職員、再任用職員(短時間勤務含む)、嘱託員の総数(平成27年4月1日現在)

※ 欠勤者数については、家族の看病等で欠勤するものを含む。

(3) 社会情勢

区 分	国内発生～まん延期に想定される状況
医療サービス	<ul style="list-style-type: none">・一部の医療機関は、新型インフルエンザ等への業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定・爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源（医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等）が不足する
電気・水道・ガス	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大防止の観点から、窓口業務やカスタマーサービス業務を中断・保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ
公共交通	<ul style="list-style-type: none">・従業員不足により、運行本数が減少・外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少
通信	<ul style="list-style-type: none">・外出自粛や在宅勤務体制への移行等により、電話・インターネット等の通信需要が増加・通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下・窓口業務、カスタマーサービスの中断
金融	<ul style="list-style-type: none">・ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断
物流（貨物運送、倉庫等）	<ul style="list-style-type: none">・事業活動休止・稼働率低下により、物流量が減少・中小事業者は休業する可能性・従業員不足による集配の遅延、サービスの中断
食料品・生活必需品	<ul style="list-style-type: none">・市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足・食料品等の製造・輸入量が減少

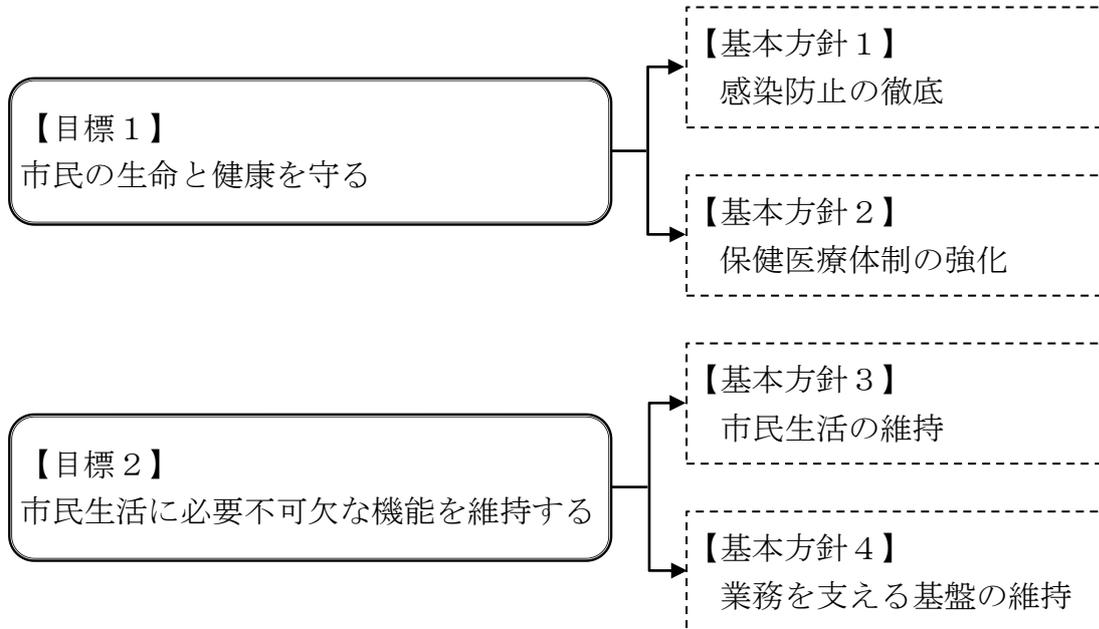
※参考 平成 24 年 8 月 27 日開催の新型インフルエンザ等対策有識者会議(社会機能に関する分科会)

資料「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定」(新型インフルエンザ対策ガイドライン
(平成 21 年 2 月「参考 1」)より)

第2章 基本方針と対策

1 基本方針

本計画の目標を達成するため、以下の4つの基本方針に基づき、市民、事業者、東京都等と一体となった取組を推進する。



基本方針	対策
【基本方針1】 感染防止の徹底	対策① 感染予防の啓発
	対策② リスクコミュニケーションの確立
	対策③ 感染拡大の防止
【基本方針2】 保健医療体制の強化	対策④ 相談体制等の強化
	対策⑤ 医療機能の拡充
【基本方針3】 市民生活の維持	対策⑥ 市民生活に不可欠な機能維持
	対策⑦ 市民生活への支援
【基本方針4】 業務を支える基盤の維持	対策⑧ システムの維持体制
	対策⑨ 人員の確保
	対策⑩ 事業者や関係機関等との連携
	対策⑪ 危機管理体制

【基本方針 1】 感染防止の徹底

感染防止の徹底には、市民一人ひとりが、家庭、職場及び地域において「うつらない」ための予防策を実行し、万一感染した場合には、他人に「うつさない」ように配慮するよう、自助・共助の取組を地域全体で行う必要がある。

このため、市は関係機関と連携しながら、感染を「ひろげない」ため、手洗い、咳エチケット等の普及・啓発に努める。

また、感染拡大防止策により、感染者の抑制や感染拡大のスピードを遅らせることにより、医療機関や社会機能の破綻を防止する。

対策① 感染予防の啓発

新型インフルエンザ等の感染様式は、「飛沫感染」と「接触感染」であると言われており、その予防には手洗い、咳エチケット等が有効な対策である。

このため、感染予防策については、市報、ホームページ等への掲載、リーフレットの作成、報道機関の協力等により、周知徹底を図る。

対策② リスクコミュニケーション^{*}の確立

新型インフルエンザ等対策においては、市民一人ひとりが正確な情報に基づき、適切に行動することで、はじめて感染拡大の防止が可能となる。

そのため、市では、個人情報等人権の保護に十分留意し、都内及び市内における感染状況や予防策の情報等について、ホームページ等への掲載により迅速に情報提供を行う。

※ リスクコミュニケーションとは、リスクに関する情報について、行政と事業者、市民等が相互に情報伝達を行い、意志疎通を図ること。

対策③ 感染拡大の防止

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。

このため、発生段階に応じ、不要不急の外出自粛、学校の休業、集会・イベントの自粛要請等を実施することが必要である。

そのため、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する事業活動等の自粛等の要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づき、都が行うこととなっているが、自粛要請を行う際には、新型インフルエンザウイルス等の感染力、高病原性、治療薬の有効性等に応じて、弾力的・機動的に実施することとなっている。

【基本方針 2】 保健医療体制の強化

新型インフルエンザ等に感染したおそれがある場合にも、安心して相談ができ、適切な治療が受けられるよう保健医療体制を強化する。

対策④ 相談体制等の強化

市民からの相談、問い合わせ等に的確に対応するため、発生段階に応じ、専用相談窓口を設置する。

また、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、国、都及び関係機関と連携し、各サーベイランス体制の協力を努め、情報の共有化を図っていく。

対策⑤ 医療機能の拡充

外来医療について、流行が拡大する場合には、武蔵村山市医師会の協力を得て、地域の診療所等が、新型インフルエンザ等の患者等に対する診断・治療を行うよう要請する。

さらに、新型インフルエンザ等対策に必要なマスク、消毒剤、医療機関等で使用する個人防護具等を計画的に備蓄するとともに、発生段階に応じた適切な供給計画を策定し、供給を行う。

【基本方針 3】 市民生活の維持

多数の感染者の発生により、社会・経済活動が停滞するおそれがあることから、市民の生活や事業者の事業継続に及ぼす影響を軽減するため、必要な対策を講じる。

対策⑥ 市民生活に不可欠な機能維持

通常業務のうち、住民戸籍事務等の窓口業務、介護支援、ごみ収集等、市民生活に必要不可欠な行政サービスを維持し、地域社会や経済の混乱防止に努める。

また、流行時には、不要不急な業務や感染拡大のおそれのある業務を積極的に縮小又は休止することで、感染拡大を防止するとともに必要な業務に人員を効果的に配置する。

対策⑦ 市民生活への支援

感染拡大に伴い日用品の買物等に支障をきたす高齢者や障害者等に対し、自治会、商工会等の協力を得て、食料、生活必需品等の供給体制を整備するなど、地域ぐるみでの支援体制を検討する。

【基本方針 4】 業務を支える基盤の維持

新型インフルエンザ等が流行しても、基礎的自治体として継続すべき業務を遂行するため、必要な基盤の整備を行う。

対策⑧ システムの維持体制

市の業務を実施するに当たり、必要な庁内基幹系情報システムや住基・福祉系システムを維持できる体制を整備する。

また、外部からのアクセス数の増加によるシステム障害等に備えて、システム拡張、バックアップ体制等の可能性の有無等について検討する。

対策⑨ 人員の確保

パンデミック期に職員及びその家族の感染に伴い、最大 40%の職員が欠勤することを想定し、必要とする業務に職員を重点的に配置し、業務に支障を生じないようにする。

このため、各課において業務継続に必要となる人員を精査し、人員が不足した場合の応援体制については、原則部内で調整して対応する。部内調整が困難な場合には、部間を超えた連携により、全庁的な応援体制で対応する。

対策⑩ 事業者や関係機関等との連携

市が業務の継続を行うためには、庁舎管理、警備、清掃業務、各種設備の保守点検、消耗品等、必要なサービスや資器材を継続して確保することが必要であり、市の委託事業者や指定管理者に対して、事業継続に向けた協力を要請する。

また、感染拡大の防止や必要なサービス、資器材等の確保を図るうえで、地域の自治会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会、社会福祉協議会等の幅広い関係機関との間で連携を強化し、役割分担及び必要な対策についての検討を行う。

対策⑪ 危機管理体制

新型インフルエンザ等の発生に伴い、市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するため、発生段階に応じた体制をとり、国内発生早期又は都内発生早期においては、「武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」を設置し、迅速かつ適切な対策を実施する。

2 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なるため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージに更に区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階	状態		
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
都内感染期	＜ 医療体制 ＞		
	第1ステージ (通常の院内体制)	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	第2ステージ (院内体制の強化)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態	
	第3ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中であり、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

(2) 発生段階別による市の対応

発生段階	危機管理体制	体制概要
未発生期	新型インフルエンザ等の発生情報入手	(厚生労働省等からの情報収集)
海外発生期	新型インフルエンザ等対策会議を開催	委員長：副市長 副委員長：教育長 委員：企画財政部長、総務部長、市民部長、環境担当部長、健康福祉部長、高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、建設管理担当部長、議会事務局長及び教育部長
国内発生早期	政府の緊急事態宣言を受けて新型インフルエンザ等対策本部を設置 ・都知事による「発生宣言」を受け、徹底した「封じ込め策」により、感染拡大を防止するための各種対策を実施	本部長：市長 副本部長：副市長及び教育長 本部員：議会事務局長、各部長、会計管理者、消防署長が指名する消防吏員等 本部職員：各部の職員 ＊参加要請機関 指定地方行政機関、陸、海、空の各自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、都及び他区市町村
都内発生早期		
都内感染期		
小康期	新型インフルエンザ等対策本部の解散 ・都知事による「終息宣言」を受けて、対策本部を解散する	

第3章 市の業務態勢

1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等発生時において、市の各業務の緊急性や重要性等を踏まえ、以下のとおり業務の区分を行うこととする。

(1) 継続業務

① 市民の生命や健康を守るための業務

市民の生命や健康を守るため、その機能を縮小し、又は休止することができない業務で、主なものは次のとおりである。

ア 感染予防、急患診療業務

イ 介護業務

ウ 災害発生時の緊急対応

② 市民生活の維持に係る業務

市民生活に密着した業務で、縮小し、又は休止することにより、市民生活や社会活動に支障が生じる業務で、主なものは次のとおりである。

ア 住民戸籍事務

イ 生活保護事務

ウ ごみの収集

エ 各種貸付や助成・給付事務

③ 休止すると重大な法令違反となる業務

国や都の法令により期限等が定められており、市の判断で休止し、又は縮小することができない業務で、主なものは次のとおりである。

ア 選挙事務

イ 法令等で定められている検査

④ 市業務維持のための基盤業務

中断又は休止すると市業務を支える上で重大な支障が生じるシステムや業務で、主なものは次のとおりである。

ア コンピューター等基盤システムの維持

イ 戸籍住民・福祉関連等システムの維持

ウ 警備、エレベーターの保守点検、庁舎管理

(2) 縮小業務

① 継続業務及び休止業務以外の業務

限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫するなど縮小して実施する業務で、主なものは次のとおりである。

ア 道路、公園等の管理

イ 人事、財務、契約等の内部管理事務

② 対面業務等を工夫して実施する業務

庁舎内での感染拡大を防止するため、電話、郵送やインターネット等による取扱等に対応する業務で、主なものは次のとおりである。

- ア 税務、保険、年金等の申請、届出等の事務
- イ 各種相談業務

(3) 休止業務

① 多数の人が集まる施設や業務

感染拡大を防止するため、人が集まること及び人と人との対面する機会を減らすことが有効であり、休止することが適切な業務で、主なものは次のとおりである。

- ア 学校の運営
- イ 福祉施設の通所サービスの運営
- ウ 文化・スポーツ施設等の運営
- エ 研修会、講演会、イベント及び集会の開催
- オ 表彰事務

② その他、緊急性を要しない業務

実施時期を延期できるような業務や、休止しても住民の生命若しくは健康又は住民生活に影響が少ない業務で、主なものは次のとおりである。

- ア 新規事業に関する業務（新規設計、工事等）
- イ 各種計画の策定業務
- ウ 監査
- エ 各種調査事務

2 各課の業務一覧

新型インフルエンザ等のパンデミック期における各課の業務一覧

武蔵村山市組織一覧

部 名	課 名
企 画 財 政 部	秘書広報課・企画政策課・行政経営課・財政課
総 務 部	総務契約課・文書法制課・職員課・防災安全課
市 民 部	市民課・保険年金課・課税課・収納課
協 働 推 進 部	協働推進課・産業観光課・環境課・ごみ対策課
健 康 福 祉 部	福祉総務課・高齢福祉課・障害福祉課・生活福祉課・健康推進課
子 ども 家 庭 部	子ども青少年課・子ども子育て支援課
都 市 整 備 部	都市計画課・交通企画・モノレール推進課・区画整理課・道路下水道課・施設課
	会計課
	議会事務局
教育委員会教育部	教育総務課・教育指導課・学校給食課・文化振興課・スポーツ振興課・図書館
	選挙管理委員会事務局
	監査事務局
	農業委員会事務局

(令和4年4月1日現在)

※ 15頁～104頁における各課業務一覧の内容は、主なものを掲載しています。

25パーセントの人員減時

25%減	部 名	企画財政部	課 名	秘書広報課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長の秘書に関する事 ・市報発行業務に関する事 ・ホームページ管理業務に関する事 ・プレスリリース、メール配信等広報業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市長会及び副市長会に関する事 ・非常勤特別職の職員の任免に関する事 ・市政情報コーナー業務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・表彰及び褒章に関する事 ・渉外及び交際に関する事 ・市民相談等の広聴業務に関する事 				

25%減	部 名	企画財政部	課 名	企画政策課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地対策業務に関すること ・ 国立感染症研究所村山庁舎に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画策定業務に関すること ・ 長期総合計画関係業務に関すること ・ 庁議・調整会議・定例部課長会議等運営業務に関すること ・ 部長連絡会議運営業務に関すること ・ 東京オリンピック・パラリンピックに関すること ・ 市制施行50周年記念式典に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横田基地軍民共同利用推進業務に関すること ・ 施政方針策定業務に関すること ・ 総合教育会議運営業務に関すること ・ 防衛省所管補助関係業務に関すること ・ 市政情報共有化会議運営業務に関すること ・ ホストタウン交流事業に関すること 				

25%減	部 名	企画財政部	課 名	企画政策課（資産経営係）
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・公有財産の維持管理に関すること				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画の策定に関すること ・公共施設等整備・再編推進本部、作業部会及び分科会に関すること ・公共施設等総合管理計画の推進状況管理に関すること ・固定資産台帳に関すること ・公有財産台帳に関すること ・境界証明に関すること ・建物総合損害共済手続に関すること ・公共施設に関する市民懇談会に関すること ・普通財産の貸付、払下に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に関する市民講演会に関すること ・公共施設に関する職員研修会に関すること 				

25%減	部 名	企画財政部	課 名	行政経営課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・電子計算処理及び電子計算組織の維持管理に関すること				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員・会計年度任用職員の定数管理業務に関すること ・臨時的会計年度任用職員の任用管理業務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱・同推進計画策定業務に関すること ・組織機構管理・係制推進業務に関すること ・専決事案決定業務に関すること ・行政評価制度実施業務に関すること ・職員提案制度・市民提案制度実施業務に関すること ・部長マニフェスト実施業務に関すること ・指定管理者制度の運用に関すること ・行政改革本部・行政改革推進委員会運営業務に関すること ・窓口利用時間延長業務に関すること ・情報化基本計画策定業務に関すること ・情報化推進委員会運営業務に関すること 				

25%減	部 名	企画財政部	課 名	財政課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算（当初及び補正）の編成に関すること ・ 決算の調製及び決算審査に関すること ・ 財政健全化法に関すること ・ 地方交付税の算定に関すること ・ 地方債の借入に関すること ・ 工事及び物品の検査に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算関係調査（当初予算調べ、財政事情）に関すること ・ 財政フレームの作成に関すること ・ 決算統計調査に関すること ・ 決算関係資料（法定書類以外のもの）の作成に関すること ・ 国、東京都からの各種調査、回答に関すること ・ 市町村総合交付金に関すること ・ 予算のあらましの作成及び公表に関すること ・ 財政事情の作成及び公表に関すること ・ ふるさと寄附に関すること ・ 地方交付税等の検査に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画（中期財政計画等）の作成に関すること ・ 地方公会計制度による財務書類の作成に関すること ・ 予算関係資料（予算概要、市の家計簿及び財政白書等）の作成に関すること ・ 東京都市財政研究会及び北南多摩財政研究会に関すること ・ 各種基金に関すること 				

25%減	部 名	総務部	課 名	総務契約課
○新たに発生する業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応業務（他の所属に属するものを除く）に関する事 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う庁舎管理業務に関する事 				
○継続業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎（中部地区学習等供用施設を含む）及び附属施設の管理に関する事 ・閉庁時の戸籍の届出受理等、窓口対応に関する事務に関する事 ・庁用自動車の管理に関する事（他の所管に属するものを除く） ・統計に関する事 				
○縮小業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・市議会に関する事 				
(契約係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ①総合評価落札制度を取りやめ制限付一般競争入札に変更 ②電子入札に係る案件及び急を要する見積合わせ案件以外は休止 				
○休止業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・不要物品等の処分に関する事 ・市役所総合震災訓練に関する事務に関する事 ・自衛消防操法大会に関する事 ・行政財産使用許可に関する事務に関する事 ・行政区域に関する事 ・行政不服審査会に関する事務に関する事 				

25%減	部 名	総務部	課 名	文書法制課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・文書の收受、配布及び発送（郵送、公告等） ・議案の調製及び送付 ・重要文書の審査 ・公印（各課所管を除く）の管理 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・例規文書（条例、規則、令達文書）の審査 ・行政不服申立て及び訴訟 ・情報公開制度の運用 ・個人情報保護制度の運用 ・固定資産評価審査委員会の運営 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続制度の運用 ・公益通報制度の運用 				

25%減	部 名	総務部	課 名	職員課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・昇任・昇格・採用・異動・退職発令事務に関すること ・休職・復職命令事務に関すること ・出勤簿・タイムカード作成及び確認事務に関すること ・会計年度任用職員採用及び届出処理事務に関すること ・賃金等支給事務に関すること ・給与等支給事務に関すること ・職員組合団体交渉、事務折衝事務に関すること ・人事考課事務に関すること ・採用・昇任試験事務に関すること ・療養費等短期給付事務に関すること（コルセット・旅行先の診療・限度額認定証発行） ・共済年金関係事務（貯金・氏名・住所変更・被扶養者認定・遺族共済年金<9月更新>等）に関すること ・退職手当金請求事務に関すること ・公務災害発生時申請・請求等事務に関すること（公務災害・通勤災害） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・人事関係各種調査報告事務に関すること ・給与関係各種調査報告事務に関すること ・研修担当者会議及びブロック会議事務に関すること ・全国市長会（任意共済6月・個人年金10月）関係事務に関すること ・人間ドック等受診事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・勤続表彰事務に関すること ・職員衛生委員会運営事務に関すること ・研修計画作成事務に関すること ・庁内研修実施事務に関すること ・派遣研修推薦・辞令交付等事務に関すること ・特別研修推薦・派遣事務に関すること ・各種検診実施事務に関すること ・職員・嘱託員定期健康診断事務に関すること ・産業医・専門医相談事務に関すること 				

25%減	部 名	総務部	課 名	防災安全課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
【消防係】 ・緊急対応（火災・警戒・その他） 【災害対策係】 ・地域防災計画の推進等に関する事 ・災害対策全般に関する事 【交通防犯係】 ・なし				
○縮小業務				
【全般】 ・予算等に係る執行（委託、支払い関係） ・国・都・庁内の調査、連携等 【消防係】 ・消防団に関する事 ・消防水利及び消防施設に関する事 【災害対策係】 ・防災会議及び災害対策本部に関する事 ・国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事 ・災害に伴う相談に関する事 ・防災行政無線に関する事 【交通防犯係】 ・東京都市町村民交通災害共済に関する事 ・交通安全対策に関する事 ・防犯対策に関する事				
○休止業務				
【消防係】 ・なし 【災害対策係】 ・災害協定整備に関する事 ・自主防災組織に関する事 【交通防犯係】 ・なし				

25%減	部 名	市民部	課 名	市民課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民基本台帳事務に関すること（異動届や埋葬許可含む） ・印鑑登録事務に関すること ・諸証明書交付事務に関すること（身分証明書等） ・手数料、収納金徴収事務に関すること ・国民健康保険・国民年金資格得喪事務に関すること ・自動車臨時運行事務に関すること ・転入学通知事務に関すること ・後期高齢者医療事務に関すること ・犯罪人、成年被後見人及び破産者名簿管理事務に関すること ・市税等徴収事務に関すること ・人口動態調査事務に関すること ・公的個人認証事務に関すること ・個人番号カードの交付に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者登録事務に関すること ・都営住宅申込書配付事務に関すること ・自衛官募集事務に関すること ・交通災害共済加入申込みの受付事務に関すること ・出張所の庁舎維持管理事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂斎場組合関係事務に関すること ・姉妹都市宿泊費助成事務に関すること 				

25%減	部 名	市民部	課 名	保険年金課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関すること ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免に関すること ・ PCR検査等に関わる診療報酬明細及び高額療養費等に関する業務に関すること ・ 国民健康保険の一部負担金等に関する業務に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課に関すること ・ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免に関すること ・ 東京都国民健康保険連合会及び東京都後期高齢者医療広域連合との連携業務（日次連携）に関すること ・ 日雇健康保険に関する業務に関すること ・ <u>国民健康保険及び後期高齢者医療の給付に関する業務に関すること</u> ・ <u>国民健康保険事業及び後期高齢者医療特別会計予算に関する業務に関すること</u> ・ <u>特定健康診査等に関する業務に関すること</u> 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の給付に関する事務に関すること ・ 国民年金保険料免除等に関する事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

25%減	部 名	市民部	課 名	課 税 課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の緊急経済対策の税制措置に伴う条例改正等に関すること ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置等に関すること ・ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長に関すること ・ 個人住民税の住宅ローン控除の適用要件弾力化に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税の賦課に関すること ・ 市税の減免に関すること ・ 市・都民税例月課税業務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税の証明並びに公図、土地台帳及び家屋台帳の閲覧に関すること ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること ・ 国有資産等所在市町村交付金に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

25%減	部 名	市民部	課 名	収 納 課
○新たに発生する業務				
・徴収猶予の特例制度に係る業務に関すること				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・日時消込処理業務に関すること ・郵便振替業務に関すること ・滞納整理業務（法令等の規定により処理が義務付けられた事務）に関すること ・<u>市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育利用者負担金の還付充当業務に関すること</u> ・<u>口座振替業務に関すること</u> 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>都民税（個人）過誤納金還付報告書及び払込通知書作成業務に関すること</u> ・<u>月例決算処理業務に関すること</u> ・<u>徴収実績調書作成業務に関すること</u> ・<u>収支予定表関連業務に関すること</u> ・<u>過年度還付及び滞納繰越分調定減処理業務に関すること</u> ・<u>滞納整理業務（新たに行う催告業務等）に関すること</u> ・窓口収納業務に関すること ・納税相談業務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替受付システム（ペイジー）の対応業務に関すること ・切手購入等の管理業務に関すること 				

25%減	部 名	協働推進部	課 名	協働推進課
○新たに発生する業務				
・徴収猶予の特例制度に係る業務に関すること				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進事業協力制度事務に関すること ・消費生活相談事務に関すること ・部内の庶務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動センターの運営管理業務に関すること ・緑が丘ふれあいセンターに関すること（他の所管に属するものを除く） ・市民活動補償制度事務に関すること ・災害ボランティアセンター設置運営事務に関すること ・自治会に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働に関すること（継続・縮小業務を除く） ・男女共同参画に関すること ・コミュニティに関すること ・地域連携に関すること ・国際交流及び国際化施策に関すること（継続業務を除く） ・姉妹都市交流に関すること ・消費者行政に関すること（継続業務を除く） 				

25%減	部 名	協働推進部	課 名	産業観光課
○新たに発生する業務				
・ 中小事業者への新たな融資あっせん及び利子補給等の検討				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口事業資金融資あっせん事業に関すること ・ 小企業近代化資金利子補給事業に関すること ・ 中小企業信用保険法認定事務に関すること ・ 温泉施設管理業務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民まつり事業に関すること ・ 緑が丘地区暫定管理（ひまわりガーデン）に関すること ・ 農業近代化資金利子補給事務に関すること ・ 農業振興関係補助金事務に関すること ・ 大規模小売店舗立地法事務に関すること ・ 商工業振興奨励事務に関すること ・ 商店街振興事業に関すること ・ 安心安全・エコ住宅等改修助成事業に関すること ・ 家屋等修築工事あっせん事業に関すること ・ 就業等支援事業に関すること ・ 農産物作付調査に関すること ・ 畜産事業に関すること ・ 農業振興計画の推進に関すること ・ 認定農業者等への支援に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光情報提供事業に関すること ・ 観光納涼花火大会事業に関すること ・ 緑が丘地区暫定駐車場管理事業に関すること ・ 情報館運営事業に関すること ・ 企業誘致に関する事務に関すること ・ 村山大島紬振興事務に関すること ・ 地域ブランド認証事業に関すること ・ 農産物品評会開催事業に関すること ・ 農業教育講座実施事務に関すること ・ 体験型市民農園開設等に関する事務に関すること ・ 援農ボランティアに関する事務に関すること ・ 農業体験イベントに関すること 				

25%減	部 名	協働推進部	課 名	環境課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・工場公害対策業務に関すること（工場の設置（変更）認可等、工場が発生原因となる公害の発生による人体の生命等への危害を防止する必要がある業務） ・環境基本計画の推進に関すること ・一般公害対策業務に関すること（緊急性のある苦情・要望への対応業務） ・地球温暖化対策業務に関すること（地球温暖化対策実行計画の推進業務） ・そ族昆虫駆除業務に関すること（人体の生命等への危害を防止する必要がある業務） ・畜犬登録事務業務に関すること（狂犬病予防法に基づき実施する業務） ・公園維持管理業務に関すること（施設・設備の維持管理及び補修・修繕、倒木等の事故防止に係る点検業務） ・地域運動場に関すること（施設・設備の維持管理及び補修・修繕、倒木等の事故防止に係る点検業務） 				
C 縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・その他集計業務（法及び条例で実施が義務付けられている業務） 				
D 休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の整備に関すること ・環境衛生業務に関すること（飼い主のいない猫対策業務） ・環境審議会業務に関すること ・公害対策事務業務に関すること（環境月間等における地球環境保全に関する啓発業務） ・工場公害対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・一般公害対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・地球温暖化対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・環境調査及び測定業務に関すること（空間放射線量等測定業務） ・公園等維持管理業務に関すること（継続業務以外の業務） ・みどりの保護と育成に関する業務に関すること（グリーンヘルパーの認定等の業務） ・緑化推進計画に関すること（保存樹木等の奨励金の交付等業務） ・地域運動場に関すること（継続業務以外の業務） ・公園等の整備に関すること（縮小業務以外の業務） 				

25%減	部 名	協働推進部	課 名	ごみ対策課
○新たに発生する業務				
収集運搬委託業者が感染拡大した際 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者との連絡調整に関する事 ・ 収集区分等の変更廃止に関する事 ・ 市民等への周知徹底に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 塵芥収集運搬業務に関する事 ・ し尿収集運搬業務に関する事 ・ 廃棄物資源分別業務に関する事 ・ 動物の死体収集受付業務に関する事 ・ 粗大ごみの電話受付業務に関する事 ・ 集積所の新規設置等の対応業務に関する事 ・ 一般廃棄物処理業の許可業務に関する事 ・ 一般廃棄物処理実施計画の策定業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料化・戸別収集に向けた業務に関する事 ・ 事業系廃棄物処理手数料見直し業務に関する事 ・ 資源ごみ拠点回収業務に関する事 ・ ごみ減量化推進業務に関する事 ・ 一部事務組合に関する事 ・ エコショップ制度に関する事 ・ 食品ロス対策に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンボランティアに関する事 ・ イベント業務に関する事 ・ 資源集団回収推進事業に関する事 ・ 古紙抜き取りパトロールに関する事 ・ 各種計画の進行管理業務に関する事 				

25%減	部 名	健康福祉部	課 名	福祉総務課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の市長申立てに関する事務に関する事 ・戦傷病者及び遺族に係る弔慰金等受付に関する事務に関する事 ・市民総合相談に関する事 ・生活困窮者の自立支援に関する事 ・簡易な福祉相談等の記入済み申請書等の受領に関する事務に関する事 ・孤立死に係る調整事務に関する事 ・公印の管守に関する事務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員に関する事務に関する事 ・民生・児童委員協力員に関する事務に関する事 ・北多摩西地区保護司会武蔵村山分区に関する事務に関する事 ・社会を明るくする運動に関する事務に関する事 ・日本赤十字社社費募集に関する事務に関する事 ・東日本大震災に係る義援金等に関する事務に関する事 ・地域福祉推進事業補助金に関する事務に関する事 ・遺族会の助成に関する事務に関する事 ・戦没者追悼式に関する事務に関する事 ・殉国慰霊塔の維持管理に関する事務に関する事 ・恩給欠格軍人等に関する事務に関する事 ・原爆被爆者見舞金支給に関する事務に関する事 ・原爆被爆者援護に関する事務に関する事 ・社会福祉協議会の助成に関する事務に関する事 ・受験生チャレンジ支援事業に関する事務に関する事 ・生活あんしん創造事業に関する事 ・権利擁護推進事業に関する事務に関する事 ・シルバー人材センターの助成に関する事務に関する事 ・多摩地域福祉有償運営協議会に関する事務に関する事 ・社会福祉法人の定款の認可等に関する事務に関する事 ・避難行動要支援者の個別計画策定に関する事 ・福祉会館及び老人福祉館の管理に関する事務に関する事 				
○休止業務				
・社会福祉法人の指導検査に関する事務に関する事				

25%減	部 名	健康福祉部	課 名	高齢福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定事務に関すること ・認定調査に関する事務に関すること ・主治医意見書に関する事務に関すること ・高額介護サービス費の支給事務に関すること ・介護給付費の支払事務に関すること ・生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事務に関すること ・介護保険システム運営業務に関すること ・老人保護措置事業に関すること ・高齢者の権利擁護事業に関すること ・高齢者生活支援ヘルパー派遣事業に関すること ・高齢者生活支援ショートステイ事業に関すること ・地域包括支援センターの運営事業に関すること ・高齢者見守り相談室の運営事業に関すること ・介護予防・生活支援サービス事業に関すること ・高齢者食事サービス事業に関すること ・高齢者等ごみ出し支援事業に関すること ・高齢者福祉電話事業に関すること ・高齢者緊急通報システム事業に関すること ・高齢者火災安全システム事業に関すること ・シルバーピア運営事業に関すること ・寝たきり高齢者おむつ給付事業に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の賦課・徴収業務に関すること ・介護保険システムにおける定例的なバッチ業務に関すること ・高齢者日常生活用具の給付事業に関すること ・訪問介護等利用者負担額助成事務に関すること ・介護サービス事業者の運営指導業務に関すること ・家族介護慰労金支給事務に関すること ・おむつ使用証明書（医療費控除）の発行事務に関すること 				

- ・被保険者資格管理業務に関すること
- ・地域介護予防活動支援事業に関すること
- ・生活支援体制整備事業に関すること
- ・認知症総合支援事業に関すること
- ・地域ケア会議推進事業に関すること
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業に関すること
- ・在宅医療・介護連携推進事業に関すること

○休止業務

- ・保険給付費に係る負担金等の申請業務に関すること
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画実施業務に関すること
- ・介護保険運営協議会実施業務に関すること
- ・友愛訪問事業に関すること
- ・敬老会開催事業に関すること
- ・満百歳誕生日祝記念品贈呈事業に関すること
- ・老人クラブ援護事業に関すること
- ・喜び農園事業に関すること
- ・敬老金贈呈事業に関すること
- ・老人性白内障特殊眼鏡等助成事業に関すること
- ・一般介護予防事業に関すること
- ・地域リハビリテーション活動支援事業に関すること
- ・任意事業に関すること

25%減	部 名	健康福祉部	課 名	障害福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費・訓練等給付費業務に関すること ・手話通訳者派遣事業に関すること ・高額障害福祉サービス費業務に関すること ・移動支援事業に関すること ・国都補助金に関すること ・障害福祉庶務事務に関すること ・相談業務（ケースワーク）に関すること ・身体・知的・精神保健障害者手帳業務に関すること ・特別障害者手当事業に関すること ・心身障害者福祉手当事業に関すること ・重度心身障害者手当事業に関すること ・心身障害者（児）医療費助成に関すること ・自立支援医療（更生医療・精神通院）に関する業務に関すること ・難病医療費助成事業に関すること ・ガソリン費助成事業に関すること ・福祉タクシー券事業に関すること ・障害福祉サービスに関する業務に関すること ・障害支援区分審査会業務に関すること ・補装具費支給事業に関すること ・知的障害者入所利用調整に関すること ・障害者虐待に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市民総合センター・若草集会所維持管理業務に関すること ・移送サービス事業に関すること ・日常生活用具事業に関すること ・住宅設備改善事業に関すること ・地域生活支援事業（身体障害者福祉センター・精神障害者地域生活支援センター等）に関すること ・障害者就労支援センター事業に関すること 				

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・介護給付費・訓練等給付費の相談等に関する事・障害支援区分認定調査業務に関する事・グループホーム入所者に対する家賃助成業務に関する事・障害者計画・障害福祉計画策定業務に関する事 |
|---|

○休止業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業所・障害者（児）団体に対する補助金に関する事・会議室の貸出（予約等）の業務に関する事・緊急通報システム・火災安全システムに関する事・就労支援事業に関する事・障害者差別解消法に関する事・自立支援協議会に関する事 |
|--|

25%減	部 名	健康福祉部	課 名	生活福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護及び中国残留邦人等生活支援全般の業務に関する事 ・生活保護受給者に対する生活保護費の支給業務に関する事 ・中国残留邦人等支援給付受給者に対する支援給付費の支給業務に関する事 ・診療報酬支払業務に関する事 ・住居確保給付金支給業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・都営交通無料券発行事務に関する事 ・被保護者就労支援事業に関する事 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名	健康福祉部	課 名	健康推進課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防業務（新型インフルエンザ等対策含む）に関すること ・急患診療業務に関すること ・各種予防接種業務のうち新型インフルエンザ等ワクチン接種に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・各種予防接種業務（新型インフルエンザ等ワクチンに関するものを除く）に関すること ・医療機関に関する業務に関すること ・歯科医療連携推進事業に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・献血に関する業務に関すること ・薬物乱用防止業務に関すること ・特定健康診査及び特定保健指導事業に関すること ・各種がん検診業務に関すること ・健康教室事業に関すること ・自殺対策に関すること ・歯周疾患検診事業に関すること ・摂食・嚥下機能支援事業に関すること ・大気汚染医療費助成申請事務に関すること ・受動喫煙防止対策に関すること ・各種計画の策定 				

25%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども青少年課 (保育・幼稚園係、手当・青少年係)
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所への登園自粛要請に関すること (各保育所との連絡・調整、保護者への通知等) ・登園自粛に伴う利用者負担金(保育料)の減免に関すること ・児童手当の増額支給に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付に係る認定に関する事務に関すること ・保育所の入所に関する事務に関すること ・利用者負担金(保育料)に関する事務に関すること ・教育・保育給付に関する事務に関すること ・私立保育所、認可外保育施設等に関すること ・児童手当支給業務に関すること ・特別児童扶養手当支給事務に関すること ・子ども医療費助成事務に関すること ・児童育成手当・児童扶養手当支給事務に関すること ・ひとり親家庭等医療費助成事務に関すること ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金等の支給に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の施設整備に関する事務に関すること ・子ども及び子育ての支援に係る総合的な企画並びにその調整及び実施に関する事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会に関すること ・青少年の健全育成に関すること 				

25%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども青少年課 (児童館)
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの緊急的な入・退所に関する事 ・学童クラブの運営に関する保護者への説明等に関する事 ・学童クラブ職員の配置等の調整に関する事 ・学校の校庭等の使用の調整に関する事 ・学童クラブ育成料の返還手続等に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業に関する事（学校・学年・学級閉鎖時には休止） ・ちいろば教室事業に関する事 ・児童館及び地区児童館の管理に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・児童館事業に関する事 ・指定管理施設の運営に関する事務及び助言指導に関する事 				

25%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども子育て支援課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診中止に伴う保護者への連絡 ・ 集団健診中止に伴う健診機会の確保に関する制度設計 ・ コロナ感染拡大に伴う家庭内（子ども・親）不安の解消等に係る相談 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の交付に関すること（手帳等の交付） ・ 母子健康手帳の交付に関すること（相談） ・ 妊産婦・新生児こんにちは赤ちゃん訪問事業に関すること ・ 子ども家庭支援センターに関する事務に関すること（訪問・面談・相談） ・ 母子生活支援施設の入所に関する事務に関すること（緊急一時保護） ・ 病児保育業務事業に関すること（委託） ・ 子どもショートステイ事業に関すること（委託） ・ ファミリー・サポート・センター事業に関すること（相談・手配） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査事業に関すること ・ 乳幼児歯科健康診査事業に関すること ・ 予防処置事業に関すること（歯科フッ素塗布等） ・ 助産に関する事務に関すること（相談） ・ 育児支援ヘルパー事業に関すること（相談） ・ ひとり親家庭ホームヘルパー事業に関すること（相談） 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進事業に関すること ・ 母親学級・両親学級に関すること ・ 健康栄養相談事業に関すること（ビーバー健診） ・ 養育医療給付申請事務に関すること ・ 子どもカフェ運営事業に関すること ・ 地域子育て支援拠点事業に関すること ・ 子ども食堂に関する事務に関すること 				

25%減	部 名	都市整備部	課 名	都市計画課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例に基づく開発事業手続に関する業務に関する事 ・都市計画法に基づく開発事業手続に関する業務に関する事 ・国土利用計画法に基づく届出手続等に関する業務に関する事 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに関する事 ・生産緑地に関する業務に関する事 ・都市計画証明等発行業務に関する事 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進助成事業に関する事 ・都市計画の照会対応に関する事 ・都市計画法及びまちづくり条例に基づく届出・申請に関する事務に関する事 ・村山工場跡地整備業務に関する事 ・村山団地再生計画業務に関する事 ・公有財産の登記に関する事 ・土地開発基金に関する事 ・武蔵村山市土地開発公社に関する事 ・優良宅地及び優良住宅の認定事務に関する事 ・東京都福祉のまちづくり条例に関する事 ・空き家対策に関する事 ・市営住宅に関する事 ・都営住宅地元割当分の公募、使用申込書の受理及び使用予定者の決定に関する事 ・土地の買取り希望に関する事（他の所管に属するものを除く） ・公共用地等の取得及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都被災宅地危険度判定地域連絡会に関する業務に関する事 ・東京都宅地耐震化推進事業連絡調整会に関する業務に関する事 ・町丁名整理及び住居表示に関する業務に関する事 ・都市計画決定及び変更等業務に関する事 ・まちづくりに関する計画等策定・改定業務に関する事 ・地価公示に関する事 ・マンション管理状況届出に関する事 				

25%減	部 名	都市整備部	課 名	交通企画・モノレール推進課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バスに関する業務に関すること ・乗合タクシーに関する業務に関すること ・都営バス路線維持に関する業務に関すること ・地域公共交通の再編に関する業務に関すること ・モノレール沿線まちづくりに関する業務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する要望活動に関すること ・多摩地域都市モノレール等建設促進協議会及び三鷹・立川間立体化複々線促進協議会に関すること ・多摩都市モノレール延伸PR推進に関すること ・多摩都市モノレール基金等に関すること ・モノレールを呼ぼう！市民の会の支援に関すること 				

25%減	部 名	都市整備部	課 名	区画整理課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に関する業務に関すること ・都市核地区土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可業務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・都市核地区土地区画整理事業特別会計業務に関すること 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名	都市整備部	課 名	道路下水道課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等維持補修業務に関する事（維持補修係） ・道路占用物業務に関する事（維持補修係） ・屋外広告物業務に関する事（維持補修係） ・道路及び特定公共物の台帳に関する事（管理係） ・道路及び河川の境界確定並びに道路の位置の指定に伴う接続同意に関する事（管理係） ・工事の設計業務に関する事（工事係） ・工事の監督業務に関する事（工事係） ・公共下水道管渠敷設業務に関する事（下水道係） ・下水道使用料関係事務に関する事（下水道係） ・指定下水道工事店に関する業務に関する事（下水道係） ・排水設備業務に関する事（工事係） ・自費工事許可業務に関する事（維持補修係、工事係） ・公共汚水柵の設置業務に関する事（工事係） ・管渠等閉塞解消業務に関する事（工事係） ・下水道台帳写交付業務に関する事（工事係） ・下水道事業受益者負担金に関する業務に関する事（下水道係） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・道路の認定、変更、廃止等に関する事（管理係） ・公共基準点の管理保全に関する事（管理係） ・認定外道路の指定に関する事（管理係） ・市道隅切等整備実施事務に関する事（管理係） 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名	都市整備部	課 名	施設課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計及び施工監督業務に関すること ・建築物の営繕計画及び実施業務に関すること ・施設維持修繕業務に関すること ・各施設整備の計画、修繕等に関する相談等の事務に関すること 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名		課 名	会計課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為票審査事務に関すること ・ 支出命令票審査事務に関すること ・ 資金前渡・概算払票・精算伝票等審査事務に関すること ・ 調定票審査事務に関すること ・ 収入通知書及び収入票作成事務に関すること ・ 公金収納事務（派出窓口閉鎖時等）に関すること ・ 窓口払い及び払込事務に関すること ・ 小切手振出・公金振替処理事務に関すること ・ 現金・財産の記録管理事務（収支日報等照合確認等）に関すること ・ 各会計・基金の預金等管理事務に関すること ・ 繰替運用・一時借入金の借入・返還事務に関すること ・ 歳入歳出計算表作成事務に関すること ・ 決算書及び各種決算資料の調整・提出事務に関すること ・ 口座振替及び郵便振替による支払事務に関すること ・ E B 振込事務及びE B システム管理に関すること ・ 債務者・債権者登録事務に関すること ・ 都税取扱委託金に係る送金・源泉所得税納付等事務に関すること ・ 例月出納検査関係事務に関すること ・ 執行管理システム管理運用事務に関すること ・ 公印管守事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券等の保管管理事務に関すること ・ 指定金融機関等との連絡調整及び指定（変更等）事務に関すること ・ ペイオフ対策関係事務に関すること ・ 歳入簿・歳出簿の整備・管理事務に関すること ・ 支出命令票整理・区分事務に関すること ・ 領収書等の管理・納入済通知書保管整理事務に関すること ・ 物品出納保管事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等に係る検査事務に関すること 				

※25%（1名減）では、内部で対応可能。

25%減	部 名		課 名	議会事務局
○新たに発生する業務				
・ 議員への連絡調整に関すること				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬支払事務に関すること ・ 議会運営業務に関すること ・ 会議録調製業務に関すること ・ 議長・副議長秘書業務に関すること ・ 議員研修及び共済会関係事務に関すること ・ 全国市議会議長会等関係事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等の広報に関する業務に関すること ・ 議会報作成事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員視察等関係事務に関すること ・ 情報調査事務に関すること ・ 議会図書室の管理事務に関すること 				

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	教育総務課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した補助金申請等 ・ 学校内で感染者が発生した場合における学校施設の消毒業務 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関する業務に関する事 ・ 教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関する業務に関する事 ・ 他の機関との連絡調整に関する業務に関する事 ・ 公告式に関する業務に関する事 ・ 教育予算の調整に関する業務に関する事 ・ 部内の連絡調整及び部内の庶務に関する業務に関する事 ・ 児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関する事 ・ 児童・生徒の教育扶助に関する事 ・ 教職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関する事 ・ 学級編成に関する事 ・ 学齢簿の整備に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関する事 ・ 教育委員会の会議に関する業務に関する事 ・ 所掌事務に係る広報に関する業務に関する事 ・ 教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関する事 ・ 請願及び陳情に関する業務に関する事 ・ 教育に関する重要施策の形成に関する事 ・ その他教育施策に係る企画及び調査研究に関する事 ・ 建築物の設計及び施工監督業務（施設課併任業務）に関する事 ・ 建築物の営繕計画及び実施業務（施設課併任業務）に関する事 ・ 施設維持修繕業務（施設課併任業務）に関する事 ・ 各施設整備の計画、修繕等に関する相談等の事務（施設課併任業務）に関する事 ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式、褒章及び表彰に関する業務に関する事 ・ 中部地区会館の貸出しに関する業務に関する事 ・ 通学区域に関する事 ・ 余裕教室に関する事 				

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	教育指導課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事に関する事務に関する事 ・教職員の服務に関する事務に関する事 ・教職員の給与・手当に関する事務に関する事 ・学校司書・補助教員・非常勤講師に関する事務に関する事 ・介助員・特別支援教育支援員等の服務に関する事 ・教育相談室関係業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校プール補助員に関する業務に関する事 ・小学校英語活動支援員に関する業務に関する事 ・部活動外部指導員に関する業務に関する事 ・帰国子女等指導助手に関する業務に関する事 ・学校教育指導要覧作成業務に関する事 ・漢字能力検定に関する業務に関する事 ・学力・学習状況調査に関する業務に関する事 ・教員研修に関する業務に関する事 ・中学校総合体育大会に関する業務に関する事 ・市民会館及びバス借上げに関する業務に関する事 ・野山北公園内水稻栽培に関する業務に関する事 ・外国語指導助手に関する業務に関する事 ・教育ボランティアに関する業務に関する事 ・スクールカウンセラーに関する業務に関する事 ・国・都委託事業等に関する業務に関する事 ・校長会・副校長会に関する業務に関する事 ・学校評議員等に関する業務に関する事 ・教育実習関係業務に関する事 ・就学相談に関する事 ・特別支援教育に係る各種委員会等に関する事 ・特別支援学級に係る児童・生徒の通学及び学級編成に関する事 ・適応指導教室関係業務に関する事（教育支援センター機能強化補助事業含む） ・特別支援教育の普及啓発に関する事 				

○休止業務

- ・教職員の職員団体に関する事務に関すること
- ・コミュニティー・スクール関係業務に関すること
- ・教育のつどいに関する業務に関すること
- ・連合行事（伸びゆく子ども展、図画工作展、管弦打楽器講習会等）業務に関すること

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	学校給食課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・罹患していない調理員及び配膳員の確保と感染防止 ・再開に向けた準備 ・臨時の施設の消毒 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務の民間委託に関すること ・学校給食センターの維持管理に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に関すること ・防災食育センターに関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食運営委員会に関すること ・食育の推進に関すること 				

※ 学校休止を想定している。

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	文化振興課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の人事管理に関すること（健康管理等） ・問合せ、連絡調整に関すること ・市HP等の更新（情報発信）に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学習等供用施設の維持管理に関すること ・放課後子ども教室に関すること ・指定管理者に関する事務に関すること ・国庫補助金及び東京都補助金事務に関すること ・資料館の展示、講座等の企画運営に関すること ・埋蔵文化財包蔵地照会事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター内生涯学習活動室に関すること ・社会教育委員に関すること ・社会教育関係団体の登録に関すること ・出前講座むさしむらやま塾に関する事務に関すること ・市民文化祭に関すること ・後援名義等の受付けに関すること ・指定文化財、歴史散策コースの管理等に関すること ・図書類の管理、販売、多摩郷土誌フェアへの参加等に関すること ・三多摩公立博物館協議会に関する事務に関すること ・資料閲覧、貸出し、レファレンス等に関すること ・埋蔵文化財発掘調査及び資料整理業務に関すること 				

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	スポーツ振興課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の人事管理に関すること（健康管理等） ・問合せ、連絡調整に関すること ・市HP等の更新（情報発信）に関すること ・体育事業年間計画の策定に関すること ・指定管理者に関する事務に関すること ・体育協会調整事務に関すること 				
○縮小業務				
・なし				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員4地区連絡調整事務に関すること ・スポーツ大会及び少年少女スポーツ大会関係業務に関すること ・スポーツ教室関係に関すること ・市内体育団体主催事業事務協力業務に関すること ・総合体育館及び体育施設に関すること ・学校体育施設の開放に関すること 				

25%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	図書館
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約、レファレンスサービス利用者への個別対応に関すること ・ 予約、返却、延滞処理等のシステム調整に関すること ・ 相互利用市との連絡調整に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の館内閲覧に関すること ・ 図書館資料の貸出し及び返却（カウンター業務） ・ 図書館システムの維持管理に関すること ・ 施設の維持管理に係る庶務事務 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料の選定、収集、廃棄、整理及び保存業務に関すること ・ 人事、契約等の内部管理事務に関すること ・ 図書館施設及び庁用車の管理業務に関すること ・ 他市図書館相互利用に関すること ・ おはなし会、ブックスタート等の対外事業に関すること ・ 図書館協議会に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料のリクエスト予約、レファレンスサービス（利用者への指導助言）に関すること ・ 図書宅配サービスに関すること ・ 調査、統計及び広報業務に関すること 				

25%減	部 名		課 名	選挙管理委員会事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿の登録抹消告示、選挙時の告示等に関する事 ・公印の保管に関する事 ・選挙管理委員会の開催、都市推協関係等会議に関する事 ・公職選挙法等改正に伴う規則・規程の改廃に関する事 ・人事及び給与に関する事 ・各種選挙の管理、執行に関する事 ・選挙人名簿に関する事 ・選挙訴訟に関する事 ・検察審査員候補者の予定者の選定に関する事 ・裁判員候補者の予定者の選定に関する事 ・政治資金規正法に関する事 ・直接請求に関する事 ・選挙の統計に関する事 ・選挙法令の研究及び調査に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙時投票率向上啓発、投票日の周知啓発、推進委員常時啓発等に関する事 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名		課 名	監査事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 例月出納検査に関すること ・ 住民の直接請求に関すること ・ 住民監査請求に関すること ・ 報酬等の支給事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査に関すること ・ 決算審査に関すること ・ 基金の運用状況審査に関すること ・ 財政健全化判断比率等審査に関すること 				
○休止業務				
・なし				

25%減	部 名		課 名	農業委員会事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会定例総会に関する事務に関する事 ・ 相続税納税猶予及び生産緑地購入斡旋に関する事務に関する事 ・ 告示・公示に関する事務に関する事 ・ 農地法に関する事 ・ 国有農地に関する事 ・ 農業者年金（現況届・広報活動等）に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員に関する事務に関する事 ・ 各種表彰事務に関する事 ・ 農地に関する各種台帳及び地積調査書類の管理に関する事 ・ 予算・決算・交付金等に関する事務に関する事 ・ 公印の管理・使用に関する事務に関する事 ・ 文書の收受、発送及び保管に関する事務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員の研修及び講習に関する事務に関する事 ・ 各種講習会の開催事務に関する事 ・ 農業に関する啓蒙、宣伝事務に関する事 ・ 職員の人事、服務及び研修に関する事 ・ 農業委員会に関する規則、規程等の制定及び改廃に関する事 ・ 農業新聞の広報に関する事 ・ 新規就農に関する事 				

40パーセントの人員減時

40%減	部 名	企画財政部	課 名	秘書広報課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長の秘書に関すること ・市報発行業務に関すること ・ホームページ管理業務に関すること ・プレスリリース、メール配信等広報業務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市長会及び副市長会に関すること ・非常勤特別職の職員の任免に関すること ・市政情報コーナー業務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・表彰及び褒章に関すること ・渉外及び交際に関すること ・市民相談等の広聴業務に関すること 				

40%減	部 名	企画財政部	課 名	企画政策課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地対策業務に関すること ・ 国立感染症研究所村山庁舎に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画策定業務に関すること ・ 庁議・調整会議・定例部課長会議等運営業務に関すること ・ 部長連絡会議運営業務に関すること ・ 東京オリンピック・パラリンピックに関すること ・ 市制施行50周年記念式典に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横田基地軍民共同利用推進業務に関すること ・ 施政方針策定業務に関すること ・ 総合教育会議運営業務に関すること ・ 防衛省所管補助関係業務に関すること ・ 市政情報共有化会議運営業務に関すること ・ ホストタウン交流事業に関すること ・ 長期総合計画関係業務に関すること 				

40%減	部 名	企画財政部	課 名	企画政策課（資産経営係）
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産の維持管理に関すること ・ 公共施設等整備・再編推進本部、作業部会及び分科会に関すること ・ 公共施設等総合管理計画の推進状況管理に関すること ・ 固定資産台帳に関すること ・ 公有財産台帳に関すること ・ 境界証明に関すること ・ 建物総合損害共済手続に関すること ・ 普通財産の貸付、払下に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設計画の策定に関すること ・ 公共施設に関する市民懇談会に関すること ・ 公共施設に関する市民講演会に関すること ・ 公共施設に関する職員研修会に関すること 				

40%減	部 名	企画財政部	課 名	行政経営課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・電子計算処理及び電子計算組織の維持管理に関すること				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員・会計年度任用職員の定数管理業務に関すること ・臨時的会計年度任用職員の任用管理業務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱・同推進計画策定業務に関すること ・組織機構管理・係制推進業務に関すること ・専決事案決定業務に関すること ・行政評価制度実施業務に関すること ・職員提案制度・市民提案制度実施業務に関すること ・部長マニフェスト実施業務に関すること ・指定管理者制度の運用に関すること ・行政改革本部・行政改革推進委員会運営業務に関すること ・窓口利用時間延長業務に関すること ・情報化基本計画策定業務に関すること ・情報化推進委員会運営業務に関すること 				

40%減	部 名	企画財政部	課 名	財政課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算（当初及び補正）の編成に関する事 ・ 決算の調製及び決算審査に関する事 ・ 財政健全化法に関する事 ・ 地方交付税の算定に関する事 ・ 地方債の借入に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算関係調査（当初予算調べ、財政事情）に関する事 ・ 財政フレームの作成に関する事 ・ 決算統計調査に関する事 ・ 決算関係資料（法定書類以外のもの）の作成に関する事 ・ 国、東京都からの各種調査、回答に関する事 ・ 市町村総合交付金に関する事 ・ 財政事情の作成及び公表に関する事 ・ 地方交付税等の検査に関する事 ・ 工事及び物品の検査に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画（中期財政計画等）の作成に関する事 ・ 地方公会計制度による財務書類の作成に関する事 ・ 予算関係資料（予算概要、市の家計簿及び財政白書等）の作成に関する事 ・ 予算のあらましの作成及び公表に関する事 ・ 東京都市財政研究会及び北南多摩財政研究会に関する事 ・ ふるさと寄附に関する事 ・ 各種基金に関する事 				

40%減	部 名	総務部	課 名	総務契約課
○新たに発生する業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応業務（他の所属に属するものを除く）に関すること ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う庁舎管理業務に関すること 				
○継続業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・閉庁時の戸籍の届出受理等、窓口対応に関する事務に関すること ・庁用自動車の管理に関すること（他の所管に属するものを除く） ・統計に関すること 				
○縮小業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・市議会に関すること ・庁舎（中部地区学習等供用施設を含む）及び附属施設の管理に関すること（緊急性を伴わない修繕等は実施しない） 				
(契約係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約に関すること <ul style="list-style-type: none"> ①総合評価落札制度を取りやめ制限付一般競争入札に変更 ②電子入札に係る案件及び急を要する見積合わせ案件以外は休止 ③500万円以上の案件の休止 				
○休止業務				
(総務係)				
<ul style="list-style-type: none"> ・不要物品等の処分に関すること ・市役所総合震災訓練に関する事務に関すること ・自衛消防操法大会に関すること ・行政財産使用許可に関する事務に関すること ・行政区域に関すること ・行政不服審査会に関する事務に関すること 				

40%減	部 名	総務部	課 名	文書法制課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の收受、配布及び発送（郵送、公告等） ・ 議案の調製及び送付 ・ 重要文書の審査 ・ 公印（各課所管を除く）の管理 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 例規文書（条例、規則、令達文書）の審査 ・ 行政不服申立て及び訴訟 ・ 情報公開制度の運用 ・ 個人情報保護制度の運用 ・ 固定資産評価審査委員会の運営 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続制度の運用 ・ 公益通報制度の運用 				

40%減	部 名	総務部	課 名	職員課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・昇任・昇格・採用・異動・退職発令事務に関すること ・休職・復職命令事務に関すること ・出勤簿・タイムカード作成及び確認事務に関すること ・会計年度任用職員採用及び届出処理事務に関すること ・賃金等支給事務に関すること ・給与等支給事務に関すること ・職員組合団体交渉、事務折衝事務に関すること ・採用・昇任試験事務に関すること ・共済年金関係事務（貯金・氏名・住所変更・被扶養者認定・遺族共済年金<9月更新>等）に関すること ・公務災害発生時申請・請求等事務に関すること（公務災害・通勤災害） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・人事関係各種調査報告事務に関すること ・給与関係各種調査報告事務に関すること ・人事考課事務に関すること ・療養費等短期給付事務に関すること（コルセット・旅行先の診療・限度額認定証発行） ・退職手当金請求事務に関すること ・研修担当者会議及びブロック会議事務に関すること ・全国市長会（任意共済6月・個人年金10月）関係事務に関すること ・人間ドック等受診事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・勤続表彰事務に関すること ・職員衛生委員会運営事務に関すること ・研修計画作成事務に関すること ・庁内研修実施事務に関すること ・派遣研修推薦・辞令交付等事務に関すること ・特別研修推薦・派遣事務に関すること ・各種検診実施事務に関すること ・職員・嘱託員定期健康診断事務に関すること ・産業医・専門医相談事務に関すること 				

40%減	部 名	総務部	課 名	防災安全課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
【消防係】 ・緊急対応（火災・警戒・その他） 【災害対策係】 ・地域防災計画の推進等に関する事 ・災害対策全般に関する事 【交通防犯係】 ・なし				
○縮小業務				
【全般】 ・予算等に係る執行（委託、支払い関係） ・国・都・庁内の調査、連携等 【消防係】 ・消防団に関する事 ・消防水利及び消防施設に関する事 【災害対策係】 ・防災会議及び災害対策本部に関する事 ・国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関する事 ・災害に伴う相談に関する事 ・防災行政無線に関する事 【交通防犯係】 ・東京都市町村民交通災害共済に関する事 ・交通安全対策に関する事 ・防犯対策に関する事				
○休止業務				
【消防係】 ・なし 【災害対策係】 ・災害協定整備に関する事 ・自主防災組織に関する事 【交通防犯係】 ・なし				

40%減	部 名	市民部	課 名	市民課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民基本台帳事務に関すること（異動届や埋葬許可含む） ・印鑑登録事務に関すること ・諸証明書交付事務に関すること（身分証明書等） ・手数料、収納金徴収事務に関すること ・国民健康保険・国民年金資格得喪事務に関すること ・自動車臨時運行事務に関すること ・転入学通知事務に関すること ・後期高齢者医療事務に関すること ・犯罪人、成年被後見人及び破産者名簿管理事務に関すること ・市税等徴収事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別永住者登録事務に関すること ・人口動態調査事務に関すること ・都営住宅申込書配付事務に関すること ・自衛官募集事務に関すること ・交通災害共済加入申込みの受付事務に関すること ・公的個人認証事務に関すること ・出張所の庁舎維持管理事務に関すること ・個人番号カードの交付に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂斎場組合関係事務に関すること ・姉妹都市宿泊費助成事務に関すること 				

40%減	部 名	市民部	課 名	保険年金課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する事 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免に関する事 ・ PCR検査等に関わる診療報酬明細及び高額療養費等に関する業務に関する事 ・ 国民健康保険の一部負担金等に関する業務に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の賦課に関する事 ・ 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免に関する事 ・ 東京都国民健康保険連合会及び東京都後期高齢者医療広域連合との連携業務（日次連携）に関する事 ・ 日雇健康保険に関する業務に関する事 ・ 特定健康診査等に関する業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の給付に関する業務に関する事 ・ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療特別会計予算に関する業務に関する事 ・ 国民年金の給付に関する事務に関する事 ・ 国民年金保険料免除等に関する事務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

40%減	部 名	市民部	課 名	課 税 課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の緊急経済対策の税制措置に伴う条例改正等に関する事 ・ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置等に関する事 ・ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長に関する事 ・ 個人住民税の住宅ローン控除の適用要件弾力化に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税の賦課に関する事 ・ 市税の減免に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・都民税例月課税業務に関する事 ・ 市税の証明並びに公図、土地台帳及び家屋台帳の閲覧に関する事 ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事 ・ 国有資産等所在市町村交付金に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				

40%減	部 名	市民部	課 名	収 納 課
○新たに発生する業務				
・徴収猶予の特例制度に係る業務に関する事				
○継続業務				
・日時消込処理業務に関する事				
・郵便振替業務に関する事				
・滞納整理業務（法令等の規定により処理が義務付けられた事務）に関する事				
○縮小業務				
・ <u>市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育利用者負担金の還付充当業務に関する事</u>				
・ <u>都民税（個人）過誤納金還付報告書及び払込通知書作成業務に関する事</u>				
・ <u>月例決算処理業務に関する事</u>				
・ <u>口座振替業務に関する事</u>				
・ <u>徴収実績調書作成業務に関する事</u>				
・ <u>収支予定表関連業務に関する事</u>				
・ <u>過年度還付及び滞納繰越分調定減処理業務に関する事</u>				
・ <u>滞納整理業務（新たに行う催告業務等）に関する事</u>				
・窓口収納業務に関する事				
・納税相談業務に関する事				
○休止業務				
・口座振替受付システム（ペイジー）の対応業務に関する事				
・切手購入等の管理業務に関する事				

40%減	部 名	協働推進部	課 名	協働推進課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進事業協力制度事務に関すること ・消費生活相談事務に関すること ・部内の庶務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動センターの運営管理業務に関すること ・緑が丘ふれあいセンターに関すること（他の所管に属するものを除く） ・市民活動補償制度事務に関すること ・災害ボランティアセンター設置運営事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働に関すること（継続・縮小業務を除く） ・男女共同参画に関すること ・コミュニティに関すること ・地域連携に関すること ・国際交流及び国際化施策に関すること（継続業務を除く） ・姉妹都市交流に関すること ・自治会に関すること ・消費者行政に関すること（継続業務を除く） 				

40%減	部 名	協働推進部	課 名	産業観光課
○新たに発生する業務				
・ 中小事業者への新たな融資あっせん及び利子補給等の検討				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口事業資金融資あっせん事業に関すること ・ 小企業近代化資金利子補給事業に関すること ・ 中小企業信用保険法認定事務に関すること ・ 温泉施設管理運營業務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民まつり事業に関すること ・ 緑が丘地区暫定管理（ひまわりガーデン）に関すること ・ 農業近代化資金利子補給事務に関すること ・ 農業振興関係補助金事務に関すること ・ 商店街振興事業に関すること ・ 就業等支援事業に関すること ・ 畜産事業に関すること ・ 農産物作付調査に関すること ・ 認定農業者等への支援に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光情報提供事業に関すること ・ 観光納涼花火大会事業に関すること ・ 緑が丘地区暫定駐車場管理事業に関すること ・ 情報館運營業業に関すること ・ 商工業振興奨励事務に関すること ・ 安心安全・エコ住宅等改修助成事業に関すること ・ 家屋等修築工事あっせん事業に関すること ・ 企業誘致に関する事務に関すること ・ 村山大島紬振興事務に関すること ・ 地域ブランド認証事業に関すること ・ 大規模小売店舗立地法事務に関すること ・ 農産物品評会開催事業に関すること ・ 農業教育講座実施事務に関すること ・ 体験型市民農園開設等に関する事務に関すること ・ 援農ボランティアに関する事務に関すること ・ 農業体験イベントに関すること ・ 農業振興計画の推進に関すること 				

40%減	部 名	協働推進部	課 名	環境課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・工場公害対策業務に関すること（工場の設置（変更）認可等、工場が発生原因となる公害の発生による人体の生命等への危害を防止する必要がある業務） ・環境基本計画の推進に関すること ・一般公害対策業務に関すること（緊急性のある苦情・要望への対応業務） ・地球温暖化対策業務に関すること（地球温暖化対策実行計画の推進業務） ・そ族昆虫駆除業務に関すること（人体の生命等への危害を防止する必要がある業務） ・公園維持管理業務に関すること（施設・設備の維持管理及び補修・修繕、倒木等の事故防止に係る点検業務） ・地域運動場に関すること（施設・設備の維持管理及び補修・修繕、倒木等の事故防止に係る点検業務） 				
C 縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・畜犬登録事務業務に関すること（狂犬病予防法に基づき実施する業務） ・その他集計業務（法及び条例で実施が義務付けられている業務） 				
D 休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の整備に関すること ・環境衛生業務に関すること（飼い主のいない猫対策業務） ・環境審議会業務に関すること ・公害対策事務業務に関すること（環境月間等における地球環境保全に関する啓発業務） ・工場公害対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・一般公害対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・地球温暖化対策業務に関すること（継続業務以外の業務） ・環境調査及び測定業務に関すること（空間放射線量等測定業務） ・公園等維持管理業務に関すること（継続業務以外の業務） ・みどりの保護と育成に関する業務に関すること（グリーンヘルパーの認定等の業務） ・緑化推進計画に関すること（保存樹木等の奨励金の交付等業務） ・地域運動場に関すること（継続業務以外の業務） ・公園等の整備に関すること（縮小業務以外の業務） 				

40%減	部 名	協働推進部	課 名	ごみ対策課
○新たに発生する業務				
収集運搬委託業者が感染拡大した際 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との連絡調整に関する事 ・収集区分等の変更廃止に関する事 ・市民等への周知徹底に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥収集運搬業務に関する事 ・し尿収集運搬業務に関する事 ・廃棄物資源分別業務に関する事 ・動物の死体収集受付業務に関する事 ・集積所の新規設置等の対応業務に関する事 ・一般廃棄物処理業の許可業務に関する事 ・一般廃棄物処理実施計画の策定業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・有料化・戸別収集に向けた業務に関する事 ・事業系廃棄物処理手数料見直し業務に関する事 ・資源ごみ拠点回収業務に関する事 ・ごみ減量化推進業務に関する事 ・一部事務組合に関する事 ・粗大ごみの電話受付業務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンボランティアに関する事 ・イベント業務に関する事 ・資源集団回収推進事業に関する事 ・古紙抜き取りパトロールに関する事 ・各種計画の進行管理業務に関する事 ・エコショップ制度に関する事 ・食品ロス対策に関する事 ・粗大ごみの持込み業務に関する事 				

40%減	部 名	健康福祉部	課 名	福祉総務課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の市長申立てに関する事務に関すること ・市民総合相談に関すること ・生活困窮者の自立支援に関すること ・簡易な福祉相談等の記入済み申請書等の受領に関する事務に関すること ・孤立死に係る調整事務に関すること ・公印の管守に関する事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員に関する事務に関すること ・民生・児童委員協力員に関する事務に関すること ・北多摩西地区保護司会武蔵村山分区に関する事務に関すること ・日本赤十字社社費募集に関する事務に関すること ・東日本大震災に係る義援金等に関する事務に関すること ・地域福祉推進事業補助金に関する事務に関すること ・遺族会の助成に関する事務に関すること ・戦傷病者及び遺族に係る弔慰金等受付に関する事務に関すること ・恩給欠格軍人等に関する事務に関すること ・原爆被爆者見舞金支給に関する事務に関すること ・原爆被爆者援護に関する事務に関すること ・社会福祉協議会の助成に関する事務に関すること ・受験生チャレンジ支援事業に関する事務に関すること ・生活あんしん創造事業に関すること ・権利擁護推進事業に関する事務に関すること ・シルバー人材センターの助成に関する事務に関すること ・多摩地域福祉有償運営協議会に関する事務に関すること ・福祉会館及び老人福祉館の管理に関する事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動に関する事務に関すること ・戦没者追悼式に関する事務に関すること ・殉国慰霊塔の維持管理に関する事務に関すること ・社会福祉法人の指導検査に関する事務に関すること ・社会福祉法人の定款の認可等に関する事務に関すること ・避難行動要支援者の個別計画策定に関すること 				

40%減	部 名	健康福祉部	課 名	高齢福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定事務に関すること ・認定調査に関する事務に関すること ・主治医意見書に関する事務に関すること ・介護保険システム運営業務に関すること ・老人保護措置事業に関すること ・高齢者の権利擁護に関すること ・高齢者生活支援ヘルパー派遣事業に関すること ・高齢者生活支援ショートステイ事業に関すること ・地域包括支援センターの運営事業に関すること ・高齢者見守り相談室の運営事業に関すること ・高齢者食事サービス事業に関すること ・高齢者等ごみ出し支援事業に関すること ・高齢者緊急通報システム事業に関すること ・高齢者火災安全システム事業に関すること ・シルバーピア運営事業に関すること ・寝たきり高齢者おむつ給付事業に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の賦課・徴収業務に関すること ・介護保険システムにおける定例的なバッチ業務に関すること ・高額介護サービス費の支給事務に関すること ・介護給付費の支払事務に関すること ・高齢者日常生活用具の給付事業に関すること ・訪問介護等利用者負担額助成事務に関すること ・生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事務に関すること ・家族介護慰労金支給事務に関すること ・おむつ使用証明書（医療費控除）の発行事務に関すること ・被保険者資格管理業務に関すること ・介護予防・生活支援サービス事業に関すること ・地域介護予防活動支援事業に関すること ・高齢者福祉電話事業に関すること ・徘徊高齢者家族支援サービス事業に関すること ・在宅医療・介護連携推進事業に関すること 				

○休止業務

- ・保険給付費に係る負担金等の申請業務に関する事
- ・介護サービス事業者の運営指導業務に関する事
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画実施業務に関する事
- ・介護保険運営協議会実施業務に関する事
- ・友愛訪問事業に関する事
- ・敬老会開催事業に関する事
- ・満百歳誕生日祝記念品贈呈事業に関する事
- ・老人クラブ援護事業に関する事
- ・喜び農園事業に関する事
- ・敬老金贈呈事業に関する事
- ・老人性白内障特殊眼鏡等助成事業に関する事
- ・一般介護予防事業に関する事
- ・地域リハビリテーション活動支援事業に関する事
- ・生活支援体制整備事業に関する事
- ・認知症総合支援事業に関する事
- ・地域ケア会議推進事業に関する事
- ・任意事業に関する事

40%減	部 名	健康福祉部	課 名	障害福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費・訓練等給付費業務に関する事 ・移動支援事業に関する事 ・国都補助金に関する事 ・障害福祉庶務事務に関する事 ・相談業務（ケースワーク）に関する事 ・身体・知的・精神保健障害者手帳業務に関する事 ・特別障害者手当事業に関する事 ・心身障害者福祉手当事業に関する事 ・重度心身障害者手当事業に関する事 ・心身障害者（児）医療費助成に関する事 ・自立支援医療（更生医療・精神通院）に関する業務に関する事 ・難病医療費助成事業に関する事 ・障害福祉サービスに関する業務に関する事 ・障害支援区分審査会業務に関する事 ・補装具費支給事業に関する事 ・障害者虐待に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業に関する事 ・高額障害福祉サービス費業務に関する事 ・市民総合センター・若草集会所維持管理業務に関する事 ・ガソリン費助成事業に関する事 ・福祉タクシー券事業に関する事 ・移送サービス事業に関する事 ・日常生活用具事業に関する事 ・住宅設備改善事業に関する事 ・地域生活支援事業（身体障害者福祉センター・精神障害者地域生活支援センター等）に関する事 ・障害者就労支援センター事業に関する事 ・介護給付費・訓練等給付費の相談等に関する事 ・障害支援区分認定調査業務に関する事 ・グループホーム入所者に対する家賃助成業務に関する事 ・知的障害者入所利用調整に関する事 				

○休止業務

- ・障害福祉サービス事業所・障害者（児）団体に対する補助金に関すること
- ・会議室の貸出（予約等）の業務に関すること
- ・緊急通報システム・火災安全システムに関すること
- ・就労支援事業に関すること
- ・障害者差別解消法に関すること
- ・自立支援協議会に関すること
- ・障害者計画・障害福祉計画策定業務に関すること

40%減	部 名	健康福祉部	課 名	生活福祉課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護及び中国残留邦人等生活支援全般の業務に関する事 ・生活保護受給者に対する生活保護費の支給業務に関する事 ・中国残留邦人等支援給付受給者に対する支援給付費の支給業務に関する事 ・診療報酬支払業務に関する事 ・住居確保給付金支給業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・都営交通無料券発行事務に関する事 ・被保護者就労支援事業に関する事 				
○休止業務				
・なし				

40%減	部 名	健康福祉部	課 名	健康推進課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防業務（新型インフルエンザ等対策含む）に関すること ・急患診療業務に関すること ・各種予防接種業務のうち新型インフルエンザ等ワクチン接種に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・各種予防接種業務（新型インフルエンザ等ワクチンに関するものを除く）に関すること ・医療機関に関する業務に関すること ・歯科医療連携推進事業に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・献血に関する業務に関すること ・薬物乱用防止業務に関すること ・特定健康診査及び特定保健指導事業に関すること ・各種がん検診業務に関すること ・健康教室事業に関すること ・自殺対策に関すること ・歯周疾患検診事業に関すること ・摂食・嚥下機能支援事業に関すること ・大気汚染医療費助成申請事務に関すること ・受動喫煙防止対策に関すること ・各種計画の策定 ・歯科医療連携推進事業に関すること 				

40%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども青少年課 (保育・幼稚園係、手当・青少年係)
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所への登園自粛要請に関すること (各保育所との連絡・調整、保護者への通知等) ・登園自粛に伴う利用者負担金(保育料)の減免に関すること ・児童手当の増額支給に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付に係る認定に関する事務に関すること ・保育所の入所に関する事務に関すること ・利用者負担金(保育料)に関する事務に関すること ・教育・保育給付に関する事務に関すること ・私立保育所、認可外保育施設等に関すること ・児童手当支給業務に関すること ・特別児童扶養手当支給事務に関すること ・子ども医療費助成事務に関すること ・児童育成手当・児童扶養手当支給事務に関すること ・ひとり親家庭等医療費助成事務に関すること ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金等の支給に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の施設整備に関する事務に関すること ・子ども及び子育ての支援に係る総合的な企画並びにその調整及び実施に関する事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会に関すること ・青少年の健全育成に関すること 				

40%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども青少年課 (児童館)
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの緊急的な入・退所に関する事 ・学童クラブの運営に関する保護者への説明等に関する事 ・学童クラブ職員の配置等の調整に関する事 ・学校の校庭等の使用の調整に関する事 ・学童クラブ育成料の返還手続等に関する事 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業に関する事（学校・学年・学級閉鎖時には休止） 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ちいろば教室事業に関する事 ・児童館及び地区児童館の管理に関する事 ・児童館事業に関する事 ・指定管理施設の運営に関する事務及び助言指導に関する事 				

40%減	部 名	子ども家庭部	課 名	子ども子育て支援課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診中止に伴う保護者への連絡 ・ 集団健診中止に伴う健診機会の確保に関する制度設計 ・ コロナ感染拡大に伴う家庭内（子ども・親）不安の解消等に係る相談 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の交付に関すること（手帳等の交付） ・ 母子健康手帳の交付に関すること（相談） ・ 妊産婦・新生児こんにちは赤ちゃん訪問事業に関すること ・ 子ども家庭支援センターに関する事務に関すること（訪問・面談・相談） ・ 母子生活支援施設の入所に関する事務に関すること（緊急一時保護） ・ 病児保育業務事業に関すること（委託） ・ 子どもショートステイ事業に関すること（委託） ・ ファミリー・サポート・センター事業に関すること（相談・手配） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査事業に関すること ・ 乳幼児歯科健康診査事業に関すること ・ 予防処置事業に関すること（歯科フッ素塗布等） ・ 助産に関する事務に関すること（相談） ・ 育児支援ヘルパー事業に関すること（相談） ・ ひとり親家庭ホームヘルパー事業に関すること（相談） 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育推進事業に関すること ・ 母親学級・両親学級に関すること ・ 健康栄養相談事業に関すること（ベビー健診） ・ 養育医療給付申請事務に関すること ・ 子どもカフェ運営事業に関すること ・ 地域子育て支援拠点事業に関すること ・ 子ども食堂に関する事務に関すること 				

40%減	部 名	都市整備部	課 名	都市計画課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例に基づく開発事業手続に関する業務に関する事 ・都市計画法に基づく開発事業手続に関する業務に関する事 ・国土利用計画法に基づく届出手続等に関する業務に関する事 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買に関する事 ・生産緑地に関する業務に関する事 ・都市計画証明等発行業務に関する事 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進助成事業に関する事 ・都市計画の照会対応に関する事 ・都市計画法及びまちづくり条例に基づく届出・申請に関する事務に関する事 ・村山工場跡地整備業務に関する事 ・村山団地再生計画業務に関する事 ・公有財産の登記に関する事 ・土地開発基金に関する事 ・武蔵村山市土地開発公社に関する事 ・優良宅地及び優良住宅の認定事務に関する事 ・東京都福祉のまちづくり条例に関する事 ・空き家対策に関する事 ・市営住宅に関する事 ・都営住宅地元割当分の公募、使用申込書の受理及び使用予定者の決定に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都被災宅地危険度判定地域連絡会に関する業務に関する事 ・東京都宅地耐震化推進事業連絡調整会に関する業務に関する事 ・町丁名整理及び住居表示に関する業務に関する事 ・都市計画決定及び変更等業務に関する事 ・まちづくりに関する計画等策定・改定業務に関する事 ・地価公示に関する事 ・マンション管理状況届出に関する事 ・土地の買取り希望に関する事（他の所管に属するものを除く） ・公共用地等の取得及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事 				

40%減	部 名	都市整備部	課 名	交通企画・モノレール推進課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バスに関する業務に関する事 ・乗合タクシーに関する業務に関する事 ・都営バス路線維持に関する業務に関する事 ・地域公共交通の再編に関する業務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・モノレール沿線まちづくりに関する業務に関する事 ・多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する要望活動に関する事 ・多摩地域都市モノレール等建設促進協議会及び三鷹・立川間立体化複々線促進協議会に関する事 ・多摩都市モノレール延伸PR推進に関する事 ・多摩都市モノレール基金等に関する事 ・モノレールを呼ぼう！市民の会の支援に関する事 				

40%減	部 名	都市整備部	課 名	区画整理課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に関する業務に関すること ・都市核地区土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可業務に関すること 				
○縮小業務				
・なし				
○休止業務				
・都市核地区土地区画整理事業特別会計業務に関すること				

40%減	部 名	都市整備部	課 名	道路下水道課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・道路及び特定公共物の台帳に関すること（管理係） ・排水設備業務に関すること（工事係） ・自費工事許可業務に関すること（維持補修係、工事係） ・公共汚水柵の設置業務に関すること（工事係） ・管渠等閉塞解消業務に関すること（工事係） ・下水道台帳写交付業務に関すること（工事係） 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等維持補修業務に関すること（維持補修係） ・道路占用物業務に関すること（維持補修係） ・屋外広告物業務に関すること（維持補修係） ・公共下水道管渠敷設業務に関すること（工事係） ・下水道使用料関係事務に関すること（下水道係） ・指定下水道工事店に関する業務に関すること（下水道係） 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・道路の認定、変更、廃止等に関すること（管理係） ・道路及び河川の境界確定並びに道路の位置の指定に伴う接続同意に関するこ と（管理係） ・公共基準点の管理保全に関すること（管理係） ・認定外道路の指定に関すること（管理係） ・市道隅切等整備実施事務に関すること（管理係） ・工事の設計業務に関すること（工事係） ・工事の監督業務に関すること（工事係）※発注済みの場合は縮小業務 ・下水道事業受益者負担金に関する業務に関すること（下水道係） 				

※ 基本的には管理系の職員は維持補修係、工事係及び下水道係の応援

40%減	部 名	都市整備部	課 名	施設課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
・なし				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持修繕業務に関すること ・各施設整備の計画、修繕等に関する相談等の事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計及び施工監督業務に関すること ・建築物の営繕計画及び実施業務に関すること 				

40%減	部 名		課 名	会計課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為票審査事務に関すること ・支出命令票審査事務に関すること ・資金前渡・概算払票・精算伝票等審査事務に関すること ・調定票審査事務に関すること ・収入通知書及び収入票作成事務に関すること ・公金収納事務（派出窓口閉鎖時等）に関すること ・窓口払い及び払込事務に関すること ・小切手振出・公金振替処理事務に関すること ・現金・財産の記録管理事務（収支日報等照合確認等）に関すること ・各会計・基金の預金等管理事務に関すること ・繰替運用・一時借入金の借入・返還事務に関すること ・歳入歳出計算表作成事務に関すること ・決算書及び各種決算資料の調整・提出事務に関すること ・口座振替及び郵便振替による支払事務に関すること ・EB振込事務及びEBシステム管理に関すること ・債務者・債権者登録事務に関すること ・都税取扱委託金に係る送金・源泉所得税納付等事務に関すること ・例月出納検査関係事務に関すること ・執行管理システム管理運用事務に関すること ・公印管守事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券等の保管管理事務に関すること ・指定金融機関等との連絡調整及び指定（変更等）事務に関すること ・ペイオフ対策関係事務に関すること ・歳入簿・歳出簿の整備・管理事務に関すること ・支出命令票整理・区分事務に関すること ・領収書等の管理・納入済通知書保管整理事務に関すること ・物品出納保管事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関等に係る検査事務に関すること 				

※40%（2名減）では、他課からの経験者の応援が必要。

40%減	部 名		課 名	議会事務局
○新たに発生する業務				
・議員への連絡調整に関すること				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・報酬支払事務に関すること ・議会運営業務に関すること ・議長・副議長秘書業務に関すること ・議員研修及び共済会関係事務に関すること ・全国市議会議長会等関係事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・会議録調製業務に関すること ・ホームページ等の広報に関する業務に関すること ・議会報作成事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・議員視察等関係事務に関すること ・情報調査事務に関すること ・議会図書室の管理事務に関すること 				

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	教育総務課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連した補助金申請等 ・学校内で感染者が発生した場合における学校施設の消毒業務 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・他の機関との連絡調整に関する業務に関すること ・教育予算の調整に関する業務に関すること ・部内の連絡調整及び部内の庶務に関する業務に関すること ・児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること ・児童・生徒の教育扶助に関すること ・教職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関すること ・学級編成に関すること ・学齢簿の整備に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関する業務に関すること ・教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関する業務に関すること ・公告式に関する業務に関すること ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関すること ・教育委員会の会議に関する業務に関すること ・教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関すること ・請願及び陳情に関する業務に関すること ・教育に関する重要施策の形成に関すること ・その他教育施策に係る企画及び調査研究に関すること ・施設維持修繕業務（施設課併任業務）に関すること ・各施設整備の計画、修繕等に関する相談等の事務（施設課併任業務）に関すること ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に係る広報に関する業務に関すること ・建築物の設計及び施工監督業務（施設課併任業務）に関すること ・建築物の営繕計画及び実施業務（施設課併任業務）に関すること ・儀式、褒章及び表彰に関する業務に関すること ・中部地区会館の貸出しに関する業務に関すること ・通学区域に関すること ・余裕教室に関すること 				

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	教育指導課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事に関する事務に関する事 ・教職員の服務に関する事務に関する事 ・教職員の給与・手当に関する事務に関する事 ・学校司書・補助教員・非常勤講師に関する事務に関する事 ・介助員・特別支援教育支援員等の服務に関する事 ・教育相談室関係業務に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校プール補助員に関する業務に関する事 ・小学校英語活動支援員に関する業務に関する事 ・部活動外部指導員に関する業務に関する事 ・帰国子女等指導助手に関する業務に関する事 ・学校教育指導要覧作成業務に関する事 ・漢字能力検定に関する業務に関する事 ・学力・学習状況調査に関する業務に関する事 ・教員研修に関する業務に関する事 ・中学校総合体育大会に関する業務に関する事 ・市民会館及びバス借上げに関する業務に関する事 ・野山北公園内水稲栽培に関する業務に関する事 ・外国語指導助手に関する業務に関する事 ・教育ボランティアに関する業務に関する事 ・スクールカウンセラーに関する業務に関する事 ・国・都委託事業等に関する業務に関する事 ・校長会・副校長会に関する業務に関する事 ・学校評議員等に関する業務に関する事 ・教育実習関係業務に関する事 ・就学相談に関する事 ・特別支援教育に係る各種委員会等に関する事 ・特別支援学級に係る児童・生徒の通学及び学級編成に関する事 ・適応指導教室関係業務に関する事（教育支援センター機能強化補助事業含む） ・特別支援教育の普及啓発に関する事 				

○休止業務

- ・教職員の職員団体に関する事務に関すること
- ・コミュニティー・スクール関係業務に関すること
- ・教育のつどいに関する業務に関すること
- ・連合行事（伸びゆく子ども展、図画工作展、管弦打楽器講習会等）業務に関すること

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	学校給食課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・罹患していない調理員及び配膳員の確保と感染防止 ・再開に向けた準備 ・臨時の施設の消毒 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に関すること ・学校給食センターの維持管理に関すること ・学校給食調理業務の民間委託に関すること ・防災食育センターに関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食運営委員会に関すること ・食育の推進に関すること 				

※ 学校休止を想定している。

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	文化振興課
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等の人事管理に関すること（健康管理等） ・ 問合せ、連絡調整に関すること ・ 市HP等の更新（情報発信）に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習等供用施設の維持管理に関すること ・ 指定管理者に関する事務に関すること ・ 国庫補助金及び東京都補助金事務に関すること ・ 埋蔵文化財包蔵地照会事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育センター内生涯学習活動室に関すること ・ 社会教育委員に関すること ・ 社会教育関係団体の登録に関すること ・ 放課後子ども教室に関すること ・ 出前講座むさしむらやま塾に関する事務に関すること ・ 市民文化祭に関すること ・ 後援名義等の受付けに関すること ・ 指定文化財、歴史散策コースの管理等に関すること ・ 図書類の管理、販売、多摩郷土誌フェアへの参加等に関すること ・ 資料館の展示、講座等の企画運営に関すること ・ 三多摩公立博物館協議会に関する事務に関すること ・ 資料閲覧、貸出し、レファレンス等に関すること ・ 埋蔵文化財発掘調査及び資料整理業務に関すること 				

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	スポーツ振興課
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の人事管理に関すること（健康管理等） ・問合せ、連絡調整に関すること ・市HP等の更新（情報発信）に関すること ・体育事業年間計画の策定に関すること ・指定管理者に関する事務に関すること ・体育協会調整事務に関すること 				
○縮小業務				
・なし				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員4地区連絡調整事務に関すること ・スポーツ大会及び少年少女スポーツ大会関係業務に関すること ・スポーツ教室関係に関すること ・市内体育団体主催事業事務協力業務に関すること ・総合体育館及び体育施設に関すること ・学校体育施設の開放に関すること 				

40%減	部 名	教育委員会教育部	課 名	図書館
○新たに発生する業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約、レファレンスサービス利用者への個別対応に関すること ・ 予約、返却、延滞処理等のシステム調整に関すること ・ 相互利用市との連絡調整に関すること 				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の館内閲覧に関すること ・ 施設の維持管理に係る庶務事務 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料の貸出し及び返却（カウンター業務） ・ 図書館システムの維持管理に関すること ・ 人事、契約等の内部管理事務に関すること 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料の選定、収集、廃棄、整理及び保存業務に関すること ・ 図書館資料のリクエスト予約、レファレンスサービス（利用者への指導助言）に関すること ・ 図書宅配サービスに関すること ・ 図書館施設及び庁用車の管理業務に関すること ・ 他市図書館相互利用に関すること ・ 調査、統計及び広報業務に関すること ・ おはなし会、ブックスタート等の対外事業に関すること ・ 図書館協議会に関すること 				

40%減	部 名		課 名	選挙管理委員会事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿の登録抹消告示、選挙時の告示等に関する事 ・ 公印の保管に関する事 ・ 選挙管理委員会の開催、都市推協関係等会議に関する事 ・ 公職選挙法等改正に伴う規則・規程の改廃に関する事 ・ 人事及び給与に関する事 ・ 各種選挙の管理、執行に関する事 ・ 選挙人名簿に関する事 ・ 選挙訴訟に関する事 ・ 検察審査員候補者の予定者の選定に関する事 ・ 裁判員候補者の予定者の選定に関する事 ・ 政治資金規正法に関する事 ・ 直接請求に関する事 ・ 選挙の統計に関する事 ・ 選挙法令の研究及び調査に関する事 				
○縮小業務				
・ 選挙時投票率向上啓発、投票日の周知啓発、推進委員常時啓発等に関する事				
○休止業務				
なし				

40%減	部 名		課 名	監査事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 例月出納検査に関すること ・ 住民の直接請求に関すること ・ 住民監査請求に関すること ・ 報酬等の支給事務に関すること 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査に関すること ・ 決算審査に関すること ・ 基金の運用状況審査に関すること ・ 財政健全化判断比率等審査に関すること 				
○休止業務				
・なし				

40%減	部 名		課 名	農業委員会事務局
○新たに発生する業務				
・なし				
○継続業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会定例総会に関する事務に関する事 ・相続税納税猶予及び生産緑地購入斡旋に関する事務に関する事 ・告示・公示に関する事務に関する事 ・農地法に関する事 ・国有農地に関する事 ・農業者年金（現況届・広報活動等）に関する事 				
○縮小業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に関する事務に関する事 ・各種表彰事務に関する事 ・農地に関する各種台帳及び地積調査書類の管理に関する事 ・予算・決算・交付金等に関する事務に関する事 ・公印の管理・使用に関する事務に関する事 ・文書の收受、発送及び保管に関する事務に関する事 				
○休止業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の研修及び講習に関する事務に関する事 ・各種講習会の開催事務に関する事 ・農業に関する啓蒙、宣伝事務に関する事 ・職員の人事、服務及び研修に関する事 ・農業委員会に関する規則、規程等の制定及び改廃に関する事 ・農業新聞の広報に関する事 ・新規就農に関する事 				

資 料 編

- ・ 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・ 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則
- ・ 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱

○武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第 3 条 本部に本部長室及び部を置く。

- 2 本部長室及び部の組織並びに本部長室及び部に属すべき本部員及びその他の本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 前条第 1 項の規定により置く部の長(以下「部長」という。)は、本部長の命を受け、その属する部の事務を掌理する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、その属する部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により、国の職員その他武蔵村山市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成 27 年 3 月 23 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年武蔵村山市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 条例第 4 条第 2 項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長及び教育長の順序によりこれを行う。

(本部員)

第 3 条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 47 年武蔵村山市規則第 28 号）第 3 条第 1 号に規定する部長
- (2) 企画財政部秘書広報課長、総務部総務契約課長、同部職員課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部健康推進課長及び教育部教育総務課長
- (3) 本市を管轄する消防署長が指名する消防吏員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める市の職員

(本部長室の所掌事務)

第 4 条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議・策定する。

- (1) 発生段階に応じた武蔵村山市（以下「市」という。）の対応に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止の措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他の市民生活及び地域経済の安定に関すること。
- (9) 東京都その他の地方公共団体、指定地方公共機関等に対する応援の要請、派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(本部長室の組織)

第 5 条 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(部の名称等)

第6条 部の名称、部長に充てる者及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

3 部に属すべき職員は、部長が指名する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第18号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	(1) 新型インフルエンザ等に係る広報及び広聴に関する こと。 (2) 報道機関との連絡及び情報提供に関する こと。 (3) 写真等による情報の収集及び記録に関する こと。 (4) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他 財政に関する こと。 (5) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の 応援に関する こと。 (6) その他特命に関する こと。
総務部	総務部長	(1) 本庁舎の入庁管理に関する こと。 (2) 本庁舎の維持管理に関する こと。 (3) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関する こと。 (4) 車両の調達に関する こと。 (5) 基幹系システムの維持に関する こと。 (6) 職員の感染予防等に関する こと。 (7) 職員の予防接種（特定接種に限る。）に関する こと。 (8) 職員の動員及び給与に関する こと。 (9) 国、東京都等との連絡調整（危機管理分野に限 る。）に関する こと。 (10) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に 関する こと。 (11) 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連 絡調整に関する こと。 (12) 消火、救助及びその他災害に係る活動の維持に 関する こと。 (13) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の 応援に関する こと。
市民部	市民部長	(1) 埋葬許可証及び火葬許可証の発行に関する こと。 (2) 緑が丘出張所の利用者の感染予防等に関する こと。 (3) 緑が丘出張所の維持管理に関する こと。 (4) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の 応援に関する こと。

部の名称	部長に充てる職	分 掌 事 務
協働推進部	協働推進部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 野生鳥獣の監視に関する事。 (2) 家畜伝染病の情報収集等に関する事。 (3) 資源及びごみの排出抑制に関する事。 (4) 湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合との連絡調整に関する事。 (5) 食料及び生活必需品の安定供給等の消費生活対策に関する事。 (6) 自治会との連絡調整に関する事。 (7) 中小企業、農業団体等からの相談に関する事。 (8) 所管する施設の利用者の感染予防等に関する事。 (9) 所管する施設及び公園の維持管理に関する事。 (10) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関する事。
健康福祉部	健康福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部に関する事。 (2) 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関する事。 (3) 感染予防策の広報に関する事。 (4) 市民、医療機関等からの相談に関する事（保健医療分野に限る。）。 (5) 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。 (6) 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への入院の勧告及び患者の移送等の協力に関する事。 (7) 医療の提供体制の確保に関する事。 (8) 予防接種の実施に関する事。 (9) 抗インフルエンザウイルス薬等の医薬品の確保等の連絡調整に関する事。 (10) 国、東京都等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関する事。 (11) 関係機関との連絡調整に関する事。 (12) 情報等の収集及び提供に関する事。 (13) 遺体の取扱い及び野外収容施設の設定に関する事。 (14) 社会福祉施設等における感染防止等に関する事。

部の名称	部長に充てる職	分 掌 事 務
		<p>と。</p> <p>(15) 高齢者、障害者等の支援に関すること。</p> <p>(16) 所管する施設の利用者の感染予防等に関すること。</p> <p>(17) 所管する施設の維持管理に関すること。</p> <p>(18) 市内に在住する外国人の関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(19) 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。</p>
子ども家庭部	子ども家庭部長	<p>(1) 保育園及び幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 認可外保育施設との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</p>
都市整備部	都市整備部長	<p>(1) 交通機能の維持について他機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 市の管理する道路、橋りょう及び河川の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 市の管理する道路等の交通対策に関すること。</p> <p>(4) 市が施行する工事の安全管理に関すること。</p> <p>(5) 下水道機能の維持に関すること。</p> <p>(6) 市営住宅の維持管理に関すること。</p> <p>(7) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</p>
出納部（会計）	会計管理者	<p>(1) 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(2) 支払資金の把握及び確保に関すること。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。</p>
教育部	教育部長	<p>(1) 市立の小学校及び中学校の感染予防等に関すること。</p> <p>(2) 東京都教育委員会との連携に関すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(4) 所管する施設の利用者の感染予防等に関すること。</p> <p>(5) 所管する施設の維持管理に関すること。</p>

部の名称	部長に充てる職	分 掌 事 務
		(6) 社会教育関係団体等との連絡調整に関する こと。 (7) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の 応援に関すること。
協力部 (議会事務局・選挙管理 委員会事務局・監査事務 局)	議会事務局長	(1) 市議会等との連絡調整に関する こと。 (2) 新型インフルエンザ等の発生時における他部の 応援に関すること。

○武蔵村山市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱

平成 18 年 1 月 31 日訓令（乙）第 7 号

（設置）

第 1 条 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ)について、その予防啓発活動の推進、緊急時の対策等を協議し、市民の健康と安全を確保するため、武蔵村山市新型インフルエンザ等対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等に係る情報収集に関すること。
- (2) 国及び東京都の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき武蔵村山市(以下「市」という。)が策定する新型インフルエンザ等対策行動計画の検討
- (3) 関係機関との連絡調整及び相互の情報交換に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関すること。

（組織）

第 3 条 対策会議は、委員長、副委員長 1 人及び委員 10 人をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、同部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長及び教育部長

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員長は、対策会議を代表し、対策会議の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（対策会議の会議）

第 5 条 対策会議の会議は、委員長が招集する。

（連絡会議の設置）

第 6 条 新型インフルエンザ等対策に関して、専門的な事項を検討させるため、対策会議に武蔵村山市新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

（連絡会議の組織）

第 7 条 連絡会議は、委員 8 人をもって組織する。

2 連絡会議の委員は、企画財政部秘書広報課長、同部企画政策課長、同部行政経営課長、総務部総務契約課長、同部職員課長、同部防災安全課長、健康福祉部健康推進課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

(座長及び副座長)

第8条 連絡会議に座長及び副座長1人を置き、連絡会議の委員の互選により選任する。

2 座長は、連絡会議の事務を掌理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議の会議)

第9条 連絡会議の会議は、座長が招集する。

(庶務)

第10条 対策会議及び連絡会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は委員長が対策会議に諮って、連絡会議の運営に関し必要な事項は座長が連絡会議に諮って定める。

附 則(平成19年3月29日訓令(乙)第15号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日訓令(乙)第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月5日訓令(乙)第171号)

この要綱は、平成26年12月5日から施行する。ただし、第3条及び第7条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日訓令(乙)第11号)

この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令(乙)第62号)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月9日訓令(乙)第70号)
この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

**武蔵村山市業務継続計画
(新型インフルエンザ等編)**

発行年月／令和4年7月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市健康福祉部健康推進課

〒208-0004

武蔵村山市本町一丁目23番地

武蔵村山市立保健相談センター

TEL 042-565-9315



武蔵村山市